

中 前 正 志

| はじめに――身代り説話と穴太寺観音

観音像が身代りとなって、この人物を危難から救った、という霊験譚であるに違いない。 以前のことであろう。晋書巻一一六姚萇載記に『初(姚)萇随楊安伐蜀』とあるものであろう」と注しつつ指摘する通り、 と見える。牧田著書が「姚萇(三三〇―三九三)が蜀に寇したというのは、おそらくは帝位に即いた太元十一年(三八六) て切られたが、全く痛みを感じることもなく無事で、見ると、函は元のままなのに、中の観音像に傷跡があった、という。 『観音義疏』巻上にも載る話である(大正蔵巻三十四・九二六b)。観音像を函に入れて髪中に籠めていた人物が、戦場に 牧田諦亮『六朝古逸観世音応験記の研究』(平楽寺書店、昭46)に収載された『繋観世音応験記』の第十四話に、 声、都不覚痛。既得散走、逃入林中。賊去、解髮視函、 蜀有一白衣、以栴檀函貯観世音金像、繋頸髪中。値姚萇寇蜀、此人身在陳臨戦、正与萇手自斫之。其唯聞頸中鏗然有 函形如故。開出見像、身有破瘡痕。 始悟向者之声是中像。

教祖黒住宗忠に始まる黒住教の霊験譚を収集した、明治三十三年十二月二十五日・国の教社発刊の『霊験集』

(国

立 国会図書館所蔵本)第一編の第三十九話 「神札を携帯して戦場の難を逃れ又戦功あり」 の中には

所の穴ありける故、 度迄玉に当りたれとも身体には更に疵なく、 処より、 役に後備兵にて召集され、 を以て八ケ所、靴并に靴下にも打抜し玉の穴あり。 て服の下より肩にあて居りしに、或日の戦に肩より左の腹へ玉抜け通り一旦倒れたれども、 伊予国新居郡西條町字本町近藤芳太郎氏の甥に同郡金子村矢野益太と云へる人あり。 起て大に働きたり。 愈御神徳の尊きを知、皇恩を敬まひけり。……右玉の当りし服には二ケ所、 ……益太は戦地に於て毎日鉄砲を肩に荷ひしか、肩いたくなりしにより手拭を八ツに折! 又或日右の足のトリコの節より玉打抜かれたれども、 余りの不思議さに御守を出し見れは、恐れ多くも宗忠神社の御守に二ケ ……右の如き霊験は枚挙に遑あらす。 血も出せす尚進んで大に戦 此人去る明治廿七八年の日清戦 故に宗忠神社の御守は鉄砲 別に異状なく息も出来る 手拭は八ツ折なりし び、

という記事が見える。 除と申して、御一新前より武人の信仰甚多し。 日清戦争時のこと、肩から左腹へと、右足と、都合二度、 弾丸で撃ち抜かれ、 確かに服や肩に当て

穴が開いていた、 ていた手拭、靴には穴が開いたのに、身体の方は血も出ず全く無事で、ただ、身に付けていた宗忠神社のお守りに二箇所 という。 お守りが身代りとなって撃ち抜かれ、 弾丸からまさに守ってくれた、ということなのだろう。

つの霊験譚は基本的な骨格を同じくしている。 前者が刀剣であるのに対して後者が鉄砲といった、時代的な状況の差異など認められたりするけれども、 共に、 戦争状態のなか、身に帯びていた信仰対象物が身代りとなって傷を 右の二

においても、 受けたおかげで、 同類の話は、 無事助かった、という話である。古代中国から近代日本まで、それらの中間や周辺、 恐らくは枚挙に暇がないほどに数多く存することであろう。 小稿が取り上げようとするのも、 あるいは西洋世界

そうした多くある話のうちの一つ、右前者と同じく観音の身代り説話を中核とした穴太寺の縁起伝承である。

穴太寺は、 口丹波とも称される地域、もとの丹波国桑田郡、 現在の京都府亀岡市曽我部町穴太に所在する。 著名な観音

古めかしい、角のよろず屋——。けっして都会ではなく、さりとて純然たる田舎でもない。いかにも京都近郊……。 西国三十三所観音霊場の第二十一番札所。杉本苑子は、その著書『西国巡拝記』(大法輪閣、 昭41) の中で、

心の姿を、ゆくりなく私は見た気がし、ふッと気持のなごむのをおぼえた。 あかるく、平穏な丹波の夏空の下、しっくり、その空の色に澥けこんでいる穴太寺のたたずまいに、 観音信仰者の安

平癒するという、珍しく彫像の仏涅槃像も、少なからぬ信仰者を集めているようだが。 と記している。もっとも、近代には観音だけでなく、明治二十九年に本堂天井裏から見出され、 その体を撫でると万病が

拝した際に和歌を詠んでいる。『千載和歌集』(新日本古典文学大系)の一二一一番歌の詞書に「三十三所観音拝みたてま つらんとて所くへにまいり侍ける時、美濃の谷汲にて油の出づるを見てよみ侍ける」とあり、続く一二一二番歌に、 八百年以上前の応保元年(一一六一)には、覚忠が西国巡礼を行っていて(『寺門高僧記』巻六)、この穴太寺の観音を

穴うの観音を見たてまつりて

見るまゝに涙ぞ落つる限りなき命に替る姿と思へば

著録されることになる。小稿では、身代り説話における主人公とも言うべき、穴太寺観音の造立を企てた檀那 に注意を払いつつ、それら文献のうち目にし得たもののみ概ね時代順に、あれこれ詮索しながら眺めてみようと思う。 穴太寺の観音は、早く十二世紀には、「命に替る」身代り観音として、相当に広く知られていたようである。 そして、その覚忠の頃から現代に至るまで、穴太寺観音の身代り説話を核とする同寺の縁起伝承が、多数の種々文献に の動きに特

猛悪の檀那――『扶桑略記』所載「穴穂寺縁起」と『法華験記』

早い ・段階のものとしてまず、『扶桑略記』(新訂増補国史大系)の応和二年条に、「穴穂寺縁起」に基づく記事が次のよう

揺らぐ檀那

に見える。

似」泣。金体如」悩。 観音霊験也。 遣」使令」見。 奪,取所」与禄物。帰」宅已畢。明日参」寺拝,新造観音。其像胸前立」矢。昨日所」放之箭也。従」疵赤血流出。 随 | 宮成語。 沙弥感世応」請往到。 丹波国桑田郡宇治宿禰宮成。 造一金色観音像。其功既畢。 檀那生!! 怖畏? 於、是感世無、痕居、宅。 少低而立矣。宮成見」之。心懷 | 憂苦 | 仏工感世毎日転π読法華経。其中諳π誦普門品。 自往, 仏工之所。 依,,婦女勧,企,,造仏思? 則語日。 檀越施〉物。 更与! 禄物。 我従11 丹波1 帰洛之日。 宮成本性猛悪。 則同郡菩提寺穂寺, 悲涙歎息。 見聞之輩発心供養。其像今存。艮上穴穂 竊進到"大江山"隱立"途側" 日々必誦ii三十三巻i。 則知!! 此像代> 彼受!> 苦。 雖,遇,盗人,不,被,疵害。 観音像是也。 遣 = 奉:| 仕観音| 為:| 多年業。 使京洛。 為」知言仏師存亡。 射害, 仏工感世。 是則妙法威力。 求!! 仏工人! 慈眼

感世に代わって苦を受けたのだと悟り、 与した禄物を奪い取ってしまう。ところが、 以上のような内容である。 禄物を感世に施すが、この宮成は本性猛悪であって、秘かに先回りし大江山で待ち伏せ、京に帰る途中の感世を射殺、 来の観音の信者であった。 感世に要請する。 の被害を受けることはなかったと語り、 いて、その傷から赤い血が流れ出し、 丹波国桑田郡に住む宇治宿禰宮成という人物が、 その感世は、 感世は要請を受けて丹波に下り、金色観音像を彫像する。 法華経を転読し、さらに、そのうちの普門品を三十三回暗誦するのを日課としていた、 眼は泣いているようで、苦しそうに少しうなだれて立っていた。 使いを遣って感世の安否を確かめさせる。感世は、帰京途中に盗人に遇ったもの 無事自宅にいた。そこで宮成は、 翌日になって新造の観音像を拝すると、感世に放ったはずの矢が胸に立って 婦女に勧められて観音像を造立することになり、 自ら感世の所に行って、 完成に及んで、檀那の宮成は一旦 改めて禄物を与えた。 京の 宮成は、 仏師である沙弥 この像が は 年 施

普通であれば宮成の矢を受けて死んでいるはずの感世を、 観音像が代わりに矢を受けることで救った、 という話。

異なる面もあるけれども、それでも確かに、冒頭に掲げたのと同類の身代り説話であるに違いない。 したものであっても、感世が特に信仰を寄せていたものという訳ではないかもしれないが)によって救われる点など、種 という状況下ではない点や、身に帯びているのでなく離れた場所に存する信仰対象物(この場合の観音像は、 感世の彫像

* 懐中の穴太寺観音

少々形態が異なるが、それや先の宗忠神社のお守りと同様のご利益が期待されているようである。 れとは異なる如上の形のものを、勝諺蔵が創作したのであろう。あるいは、そうした形の説話が実際に行われていて、 説話になっている。 に切れ」ていた。こちらの方は、小論冒頭に掲げたのと正に同じく、身に帯びていた信仰対象物が代わりに傷を受ける形の身代り 覚めたやうにふと眼を開いて見ると、身内に一ツの疵もなく」、「懐中の観音さまの御影」が「誠に刀で切ツたやうに」「ずたくく ていた。ある時、「二人りの侍にずたく〜に切り殺され、息の絶へる、それ迄の四苦八苦の苦しみ」を味わったが、「いつしか夢の したということも考えられようか。 んな話が見られる。「丹波の国桑田郡篠村といふ所で生れた者」が、「穴穂寺の観音さまが大の信心で」、「ふだんお姿を肌に附け」 主に大阪で活躍した歌舞伎作者・勝諺蔵の脚本『西国三十三所観音霊験記』(大阪府立中之島図書館所蔵本)の第五幕中に、こ 先の『扶桑略記』以下、後出諸書に見えて広く知られた穴太寺観音の身代り説話を背景として、同類ながらそ なお、穴太寺では現在、「身代り御守」を販売している。 右の 「懐中の観音さまの御影」とは それに取材

あるに違いない。 あろうが、それは、「奉1仕観音1為1多年業1」(実線部)という、造立以前の感世の、観音に対する長年の帰依の結果でも 造立されて間もない観音像が身代りに立ったというのは、 感世はより具体的には、 毎日法華経を転読し、 同像の霊験がいかに迅速強大であるかを印象付けるところが そして特には、その観世音菩薩普門品を日々三十三回暗

誦していた。 や「若三千大千国土、満中怨賊、……応当一心称観世音菩薩名号。 と記される通り。 共に、普門品を中心とした法華経の霊験譚ともなっているのである。 害を免れたという右の話も、上記のような普門品の経文に対応するものとなっていよう。 て、まさに上記経文のうち前者の例証話として掲げられているのだが、普門品を暗誦し観音に帰依していた感世が弓矢の れている。冒頭に挙げた『繋観世音応験記』の一話も、「右八條、普門品臨当被害」と記される「八條」中の一條であっ 普門品の中には、有名な経文「若復、 有人臨当被害、 ……若称名者、於此怨賊当得解脱」(岩波文庫)が含ま 称観世音菩薩名者、 同話末尾部に「是則妙法威力。 彼所執刀杖尋段段壊、 同話は、 観音の霊験譚であると 観音霊験也」(波線部 而得解脱

ら丹波に向かっていた夫婦が、 るし、芥川龍之介『藪の中』が取材した『今昔物語集』巻二十四23「具妻行丹波国男於大江山被縛語第二十三」も、 る地点でもあった。 を京へ向かって七、八畑 ほど進んだ地点にあって、京と丹波地方とを結ぶ交通の要衝であり、盗賊などのしばしば出没す ルート変更したと推定されており、それによって、穴太寺は山陰道により近くなり、同道から一 ㎞ 余りの地点に位置する ことがうかがわれる」(『亀岡市史』中巻、31頁)とされる。平安時代になって、京から丹波・丹後へと向かう山陰道は のであって、同話は、 ことになったようである。 口丹波とも称される地域に所在する、その穴太寺は、『一遍聖絵』巻八冒頭の記事などから「当時の山陰道筋に当っていた (九條家本延喜式巻一裏文書、『平安遺文』三四五)に「於大枝山中強盗廿人□出来、射乙身、奪取随身雑物已了」と見え 感世の身代りに立った観音像が、 いずれも指摘されているものだが、例えば、正暦二年(九九一)正月十四日「織部織手長葛井某問状」 ただ単に観音の霊験譚というのではなく、特には穴太寺観音の霊験譚である。 また、宮成が感世を待ち伏せして襲った「大江山」は、老ノ坂とも称され、穴太寺から山陰道 大江山で襲われる話である。他ならぬそんな大江山で襲われた感世が、 同話冒頭部に明記される通り、菩提寺すなわち穴太寺(穴穂寺)の観音となる ところで、先述通 穴太寺の観音の霊

音が有することの証として、大江山へと至る山陰道の道筋に所在した穴太寺において、京と丹波地方との間を往還する 験によって救われた、という穴太寺縁起伝承は、如上の当時の環境下、大江山の盗賊除けという特定の霊験・ 利益を同観

人々に向け盛んに吹聴される、というようなこともあったかもしれない。

事だけでは、確かに穴太寺観音の造立縁起にはなっていても、穴太寺そのものの縁起とは言い難いであろう。まとまった 見当らない。 体の縁起と言うべき内容を充分に備えた記述は、後述する宝徳二年(一四五〇)重修の『丹波国穴太寺観音縁起事』まで のもと穴太寺全体に関わる縁起記事を配したものであった可能性が考えられるところだろう。しかし、そうした穴太寺全 のかもわからない。宮成は、感世を襲った明くる日に「参」寺拝「新造観音「」(右引破線部)しており、 のであることを窺わせている。しかし、同書は現伝せず全体像は不明であるし、『扶桑略記』がどの程度の引用をしている 「新造観音」を安置したようであるが、この寺すなわち穴太寺自体については、その開創など何も記していない。右引記 書の「穴穂寺縁起」があったならば、それは、右引記事の載せる観音の霊験縁起譚を中核としつつも、より大きな視点 なお、『扶桑略記』の右引記事は、末尾に「已上穴穂寺縁起」と注するから、「穴穂寺縁起」なる一書から引用されたも 既存の「寺」に

思想大系)にも、 とを示す。[ナシ] は、その上の太字部分が彰考館本にはないことを示す。法華経を読誦していた仏師感世を中心に据えた がその位置に入っていることを示し、[]は、その上の太字部分が、彰考館本では、その中に記した本文になっているこ 異なる彰考館本の本文も、やはり日本思想大系収載翻刻により合わせて示した。()は、その中に記した彰考館本の本文 形になっており、宇治宮成の方は、彰考館本以外では、「檀越」とあるだけでその名が明されることもない。また、 先に触れた通り、穴太寺縁起伝承は、法華経の霊験譚としての側面を持っているのであって、『法華験記』巻下85 次の通り掲載されている。なお、日本思想大系に翻刻された享保二年版本に基づきつつ、他本と大きく 一寺」 (日本

は出てくるが、 穴太寺(菩提寺)という寺名が記されることもない。

師種々禄物。令京[ナシ]上時。 其仏檀越(宇治宮成)雖作仏像。 来此由告主[ナシ]。檀越 御肩被切 **畏。悲泣歎息** [抱憂悩。 色観音御肩被切割「胸矢立」。従其痕中「疵」赤血流下。満地凝結「出」。(従御毗紅涙下。)檀越見了「之」。心生怖 十八日持斎。 [亡]。使者上京見仏師者[遺於彼住所。使者還云]。平安在家。 (於途側相待。而) (霊験) 反与禄物。種種 [ナシ] 問訊 (之処)。仏師云。 [奉射也]。是[ナシ]希有(奇異) 妙法威力哉[ナシ]。仏師檀越。見聞之輩。皆[ナシ]発道[菩提]心。奉仕観音。 以造仏像為其所作。 奉仕観世音[ナシ]菩薩 殺[射]害仏師。 悲泣生怖畏思]。我已打切[射] 仏師肩 [胸]。既 [ナシ] 殺害畢 [ナシ]。今 [是] 此観音同 (聞之) 而読法華経。 檀越(竊)作是念。我殺此仏師。 専非善人。 弥生怖畏懺悔。 奪取禄物而**還本** [帰住] 所。檀越為見所造観音。往 [参] 寺開戸奉見新仏。 (以為業)。 不善武者也 [ナシ]。 毎日必読一品一巻。 事 得造仏請。往 (也)。尤可為怪 [ナシ]。即遣使者 [ナシ]。尋 即知観音代於仏師。 我(山中)雖遇盗人。身不蒙一分疵。安穏還家。 無一分痕 [仏師故無一分之痕。平安居本宅]。 (只被勧婦。 [住] 丹波国桑田郡。 其中暗誦普門一品。 取返 [反] 所与物。 被切 [射] 損我身。 如此造立此菩薩也。 日々必誦三十三巻。 奉造金色観世音菩薩 即於大江山 [即前立至于大山] 助仏師命 読 造仏功畢。) (誦) 法華経。 _ 為聞] (給也)。 豈 又 是 仏師存不 (像了)。 使者還 (毎月) 即往仏 施与仏 金

うのではなくて、感世の肩を切り、観音の肩が切り割られていた、となっている(破線部)のが、最も目に付く点である。 館本と大きく異なる点がいくつか見られ、そのうち、宮成が感世の胸を射たのに対応して観音の胸に矢が立ってい ずれが本来の形なのかという問題は、 ||々検討・指摘されている通り、彰考館本の方が先引『扶桑略記』に近い。それに対して他本には、『扶桑略記』・| 末代所注置也。 後見之輩。 信観音霊験。 当初の観音像に刻されているであろう傷跡の位置・状態を確認することによって

V

容易に解決できそうにも思われるが、 実際はなかなかに難しいようである。 後出「*観音の傷」

両者の差異を殊更問題にすること自体問題があるとも思われるのであって、ここでは、少なくとも『法華験記』において もっとも、『扶桑略記』が少々省略した記述の仕方をしたに過ぎず、檀那の場合で言えば、上引部直前 は明確に、 往「山仏工之所。 更与「禄物「」 という行動の中にすでに、檀那の発心も暗示されていると言えるかもしれない。 「見聞之輩発心供養」と比する時、 彰考館本も含めた『法華験記』が、『扶桑略記』と異なっていて注目されるのは、 檀那宮成も発心するという内容になっていること、その点に注意しておきたい。 発心した者の中に仏師感世と檀那宮成が明確に含み込められていることがわかる。 右の波線部。 『扶桑略記』 「檀那生!|怖畏。自 したがって、 の 対応記事

わち、 音の霊験は、 道に進修」することになったのを、観音の「教化」として捉える理解を表明していたりもする(編末資料 A81~85行)。 容して、普ねく仏心の加護に浴せしむることを教化したもの」などと指摘するところであり、さらには、 の穴太寺」(『西国三十三所巡拝通誌』上巻、梅原書店、昭12)が「此物語は観音の慈悲心の効力は、よく盗心の人をも寛 うことになる。そして、その発心を齎したのは、宮成の放った矢を代わりに身に受けるという観音の行動であって、すな つまでもなく、後出宝徳二年(一四五〇)重修『丹波国穴太寺観音縁起事』が、「極悪」の宮成が「前非を悔て、 んだ宮成の行動と対応しよう。そんな宮成が発心したという側面に注目するならば、 [ナシ]」(『法華験記』二重傍線部) と性格規定している。 "扶桑略記』と『法華験記』の右記事は、 発心は、 仏師感世の命を守っただけでなく、同時に、 観音が身代りの霊験によって導いた結果に他ならないだろう。そのことは、早く例えば梅原忠治郎 檀那の宮成を「本性猛悪」(『扶桑略記』二重傍線部)「専非善人。不善武者也 檀那宮成を発心へと導いたのである。 その荒く悪辣な性格は、禄物を奪い返そうとすぐさま凶行に及 右の話は、悪人発心譚でもあるとい 近代の解釈を待 つねに仏 「丹波 観

ところで、『扶桑略記』と『法華験記』は共に、応和二年(九六二)のこととして右の穴太寺縁起伝承を記しており、 同

でない。 伝承は同年以降十一世紀中葉までには成っていたものと見られるが、それがいかにして成立したのか、 類似する内容の伝承に種々取り巻かれたなかで成立したらしいことは、 確認できる。 その事情は明らか

は、 告書第二十九冊、 が背に立っていたと伝える。 受けるという点では、 話だが、『法華験記』巻下11や『今昔物語集』巻十六26は播磨国赤穂郡の盗人の話で、実際に矢を受けた観音が出てくるわ たが全く痛みなく、 部分が焼け焦げていた(『法華経利益物語』にも採録、巻七9「金銅の仏像身がはりにたち給ひて牢舎をのがれ命たすか 尾に「見斉志及旌異等記」、 れたものの刀の方が折れて身は無事だった孫敬徳が、後に別に安置していた観音の金像を見ると三つの刀傷があった の事例も、 けではないものの、 し事」、古典文庫)、『冥報記』巻中や同書に拠る『今昔物語集』巻六14は、雷に撃たれて倒れてきた柱が張亮の額を直撃 た仏像が苦痛の涙を流す話としては、 -中世縁起・説話における仏の身体―」(『仏教美術における身体観と身体表現』仏教美術研究上野記念財団助成研究会報 信仰対象物が代わりに傷を受けたために助かったという身代り説話が多く存することは、 そこでは信仰対象物を身に帯びている事例を挙げたが、穴太寺縁起伝承のように信仰対象物が離れた地点にある場合 処刑場に向かうための車が壊れるなどして処刑を免れた僧洪が帰宅して、鋳型を開き造立途中の金像を見ると、 同伝承成立以前あるいは前後に種々見られる。『集神州三宝感通録』巻中31は、 平 14 供養していた等身の仏像を見ると額に大きな傷痕があった、という話を各々載せる。 身代りに矢を受けようという観音の夢告を得て、 地蔵の話が有名で、『今昔物語集』巻十七3は、氏寺に参詣し地蔵を見ると、戦場で受けた一本の矢 に種々類例が挙げられつつ、その意味するところなどが論じられている。 大正蔵、魯迅『古小説鈎沈』にも採録)、『高僧伝』巻十三興福第八7や『法華伝記』巻五 木像が血を流すことについては、丁蘭木母の話がよく知られ、 彫像でなく絵像ではあるが、三井寺の泣不動説話が殊に著名である。 矢が身に立つことなく助かった、 先引観音経経文通り、三度切ら 前節に見た通りである。 最近の阿部泰郎 あるいは、 というもの。 いずれも中国 「生身と流 さら 胸 Ø 0

信仰者となる、という点で、穴太寺の縁起伝承の場合と共通することになる。 起伝承が掲載されているが、その直前に連続してこの法道の話が置かれていて、それでは、 うことになった、と伝える。このままでは、 矢で射殺そうとするが、矢が弓に固く付いて放つことができず、「賊遂帰命。投弓於地。又不能得如是神人等。 てもいる。この場合は、自ら弓矢などで襲った人物が、観音の霊験により救われたのを目の当たりにして、発心し観音の て法道が いう話へと展開する可能性を秘めていよう。実際、後述するように後世の『法華経直談鈔』観世音普門品にも穴太寺の縁 例えば『法華伝記』(大正蔵)巻六諷誦勝利第八之四21は、常に観音品を読誦していた沙門法道の話で、 先に見た穴太寺の縁起伝承は、観音の霊験に導かれての悪人発心の話ともなっていたが、それに類する伝承も知 観音ッ信仰ヾ゚也」という状況になったと記され(金台院本)、寛永版本では、そもそも「盗人発道心事」と題され 「我´唱ヒ物トット観音名号也。読ム物チット、観音経也」と言った時、「此盗人難有」思゙即発心トット、法道前モトヽリ切ッ出 観音の霊験に接して賊が改心し発心した話とまでは言えないだろうが、そう 盗人が子細を尋ねたのに対し 捨而逃走」とい 盗賊が弓

宮成を「邸宅で雉を受け取る姿に描く」し、「背景の屏風に立てかける弓矢が殺生を暗示する」(『新修亀岡市史』資料編第 験記』には明示されていないが、ただ、「本性猛悪」(『扶桑略記』二重傍線部)「専非善人。不善武者也 [ナシ]」(『法華験 なつて、寺院建立の挙に志したのである」と述べる。宮成が「常に狩猟を以て生業とした」とは、先引『扶桑略記』『法 記』二重傍線部)といった性格や、すかさず弓矢を持ち出して感世を襲ったという行動からは、 行円上人にしても、 多く其地の土豪にして、常に狩猟を以て生業とした。 あるいは、 さらにはそれを日常事とするような人物像が、確かに窺われよう。後述する近世前期の縁起絵巻の冒頭部 例えば梅原忠治郎「西国三十三所霊場伝説の考察」(前掲梅原著書)が、「開基又は再興せる人々の中には。 穴太寺の宇治宮成にしてもが然りで、 粉河寺の大伴孔子古にしても、葛井寺の藤井安基にしても、 一朝その殺生の戒を悟って、仏心に帰依し、 殺生を忌避することなど 観音の大信仰者と の絵は、 革堂

四巻28頁)ものとなっている。伝承内容は種々違うものの、この宮成と同類の人物を主人公とする縁起伝承が、 るという信仰のありかたを示している」ものと捉えて、興味深い論が展開されている。 を不可避に伴う殺生と肉食―死穢と血穢に塗れ、それどころか忌避せず、むしろその裡から<聖なるもの>がもたらされ 三所札所寺院に限っても少なからず見られるのである。先掲阿部論文では、穴太寺の縁起を成相寺の縁起とともに、「狩猟 西国三十

悪心を止めて道心を発した。 波守であった平貞盛に悪性の瘡が出来た際のこと、京から迎えた医師に、「吉*馬」などを与えて帰すに当り、 を窺いに行く点など、細部の要素にまで共通性が及んでもいる。また、『今昔物語集』巻二十九25の話にも注意される。 かつ、悪人発心譚ともなっているという、基本的な部分が共通するほか、待ち伏せという襲い方や襲った相手の家に様子 あった。そして、夢告を受けて判官代が三井寺に参詣すると、観音が傷だらけになっており、そのことを聞いて、 されるが、不思議と全く傷なく帰宅した。怨敵から判官代の家に様子を見に来たりするが、 六3に載る周防国の判官代の話である。感世と同じように観音の熱心な信者で、特には同国の三井寺 とは基本的な趣は大きく異なるが、物を与えて帰す、その道中で襲うという筋書が共通するし、 としたことが世間に知れるのを恐れて、「山"罷会"、 いう要素の有無などにおいて、両者異なっているけれども、一方で、離れた場所に安置された観音の身代り説話であり、 から京に向かう道中の 「新寺」、「二井寺」の誤りかともされる) 穴太寺縁起伝承の右の如き各要素・側面を複数併せ持った事例も、 「山」すなわち大江山と考えられる点も、 判官代と怨敵、 の観音に長年参仕し供養していた判官代が、帰宅途中に怨敵に待ち伏せされ殺 檀那感世と仏師宮成、という登場人物同士の関係のあり方や、 強盗ッ造ッ」医師を「射殺」そうとした、という話。穴太寺の縁起伝承 一致している。 知られる。 『法華験記』巻下15や『今昔物語集』 確かに判官代は全く無事で しかも、 『観音利益集』では 襲う場所が丹波 観音の造立と 児の肝を薬 怨敵は、 巻十 丹

これら諸話との実際の関係を明らかにすることは難しいけれども、穴太寺の縁起伝承が、様々な類話などに取り巻かれ、

それから種々の示唆を受けながら誕生してきたであろうことは、かなり容易に想像がつく。

悪人離れする檀那――『今昔物語集』以降宝徳二年重修『丹波国穴太寺観音縁起事』以前

射イニ、何ホイン゙放サム、臍ン上ン方ッ背゙箭尻ッ射出ンン。仏師、仰ケ様゙箭゙付サ□落ス。馬イ放ヒサ走ヒサ、追ヒ廻ンサ捕イサ、返サ主ン家゙将	陳*態タサヒャ為ヒッナ゚思イド憑バヲ係クッ主ノ云ッ事背*難クレ、弓゙疾鴈箭ッ番ッ、向゚様゙走ラャ、仏師゙押、向クサ、弓ッ強ク引ッ、四五丈許ノ程゙ッテ	仏師﹑直*道ワラ行、郎等﹑近*道アワラ前立ケ、篠村・云ゥ所サ行ケ、栗林ゥ中サ待立ケゥ。 蹔許有ケ、仏師、此シ馬サ乗ゥ□タン来ム。郎等、「心	此,馬,取返,来於為。盜人,樣,造,,,仏師,射殺,,,必,取,来之,之。郎等「安*事也」,云,,弓箭,帶之,,馬,乗,走,地行**。	思钦"、更"思"不止"、遂"親〉[散シタン見メリ、此ノ郡ン司ノ恋シッ悲ク思ヒサ、忽リ渡ンンキ事悔キ事無限ン。片時思ヒ可延クサチス、燋ッ糙ム様サ[自引出,另一。仏師、極ヶ喜ヶ、鞍ヶ置ヶ乗ヶ、本、乗ヶッノ・馬ァバ引かせ、郡司ヶ家ヶ出ヶ、京・上ァ。此馬ァバ居・傍・立ヶ、飼につき、其・厩・草ナド食・	驚*不為於,瘦難、。諸、人、此、馬,見,欲於以云於、郡司、一此以無限。財子思求、「年来持之心、此、仏師、喜ずに、「然於此,与父系弘 思家、	思テョ゙、身不合デン可与*物無、、只、具タメ物ヘ馬一ン也。黒*馬ン年五六歳許カボ、長ゥ□八□許也、口和デン足固、、道吉ゥ行ゥ走ゥ疾、、物	事、常〉事也。而如,不思係家,此多疾多造奉弘之合物,如,思如如,美麗,造物奉公、郡司無限。喜家,「此之仏師,何な禄物与之為,事、常〉事也。而如,不思係家,此多疾多造奉弘之合物,仏》,因	司不思係ザス程「、此」観音極ッ美麗「造ッ奉ッ、仏師具」ッ郡司ッ家「将奉クッ。如此クン物ヘ、仏ノ新物ッ請取クッ云タド、約ッ違ヘッ久ク程ッ経ハ	持步、必×毎日"卅三巻"誦)と。亦、毎月、十八日『持斉』を敷"観音"仕』と。而と、此、仏師、郡司)語『詩詩後、三月許』経で間』、郡	仏師、可造*由ッ受ッ、新物ッ受ッ取ノ。郡司、喜ヒッ国「返ヌ。此」仏師」心「慈悲有ッ、仏ッ造ッ世ッ渡メト云ネヒ、幼ン時」」観音品ッ	今昔、丹波7国、桑田7郡"住24郡司、年来、宿願有4"依5、観音7像3造奉24思5、京"上5、一人7仏師3語25、其新物3与69懃"語5。	今昔物語集』(日本古典文学大系) 巻十六5には、穴太寺の縁起伝承が次の通り記述されている。
---	--	---	---	-------------------	---	--	---	--	--	---	---	--	---	---

月) 十八日持斎。 感世のあり方は、 に対して、 仏師に与え、ところが、惜しくなって帰京途中の仏師を襲ってその馬を奪い返すが、後日、馬が仏師のもとに返っていて 太寺縁起伝承であるに違いない。そして、日本古典文学大系が前節に見たうち『法華験記』を本話の出典と認めていたの 「本文・内容に大差」が目立つ。最も目に付くのは、『法華験記』にない馬の要素が見られることで、 穴太寺(菩提寺)という寺名も、同寺を意味する語(「寺」など)も全く出てこないが、基本的に前節に見たのと同じ穴 限。 参考に供された可能性はあるが他に主たる典拠があったと想定される」と訂正した。 思え、 等。京へ上が、 行る 師「慈悲有ホサ以ゲ、観音代「箭ッ負゚給「事、本」誓「不違ボン、貴「悲*事也。心有「ス人「必メ参サ礼゙可奉*観音「在スチサ語」伝ヒットヤ。 此ノ事ヶ語と 極タキ一物タキン、不売ンテ持ッ侍ネ也」 チ。郎等、 馬。不違*′、 其後、二人乍。忽"髻。切?出家`、山寺"行。、仏道。修行)、。 其観音、御箭、跡、于今開。不塞、。 人皆参。此、。礼"奉)、。 郡司、 観音ッ見奉レヘ、 日本古典文学全集は、「従来出典に擬せられた『法華験記』下の八五は、同話ではあるが本文・内容に大差があ 其、家、引入とき造れ、前、梅木ノ有い、此ノ馬の繋で、人二人の以の撫がも草飼がせ、 郎等、此ど見き、奇異ク思で事無限で 郡司
き 肝迷心騒*5、怖い思い云ない、 此い見が喜が事無限が、本が如が傍"立が、撫が飼が。其が後、 仏師)家^遺*。「『何事*御ヘキ、久ク案内*不申*メ不審シャム」云ヘニー教ト遺タン、郎等、京"上サ、然キ気無クサ仏師ノ家サ這 先引『法華験記』の「而読法華経。 奉仕観世音[ナシ]菩薩 観音〜御胸・箭ヶ射立奉・、 此り聞き、 奇異・思ァ、 (以為業)」と、一部は表現面に至るまで大変近いけれども、 郡司/言"語"。仏師/云"、「何事"不侍x。 展"行*見*"、忽"其/馬不見"x。郡司恐*怖*、観音/御前"参*、 尚 射殺ジム師゙有シ、取返ジ馬゙有ジ、若、 血流とる。即ず、 奇異・思・、此・事・疾・主:聞と、為:、 毎日必読一品一巻。其中暗誦普門一品。 彼郎等ッ呼ッ、此ヒッ見セッ、共≒五体ッ地"投ッ、音ッ挙ッ泣セ悲ム事無 日来,経いに、仏師、許言、尋い事、無ない、恠、に思い、 仏師、延"見居タッ。 馬、 此っ馬ョ万っ人っ欲ガリ、 走が如から返り下る。主が「総*行き 僻目が思ず守り立たれ、 例えば冒頭付近実線部における 日々必誦三十三巻。 檀那の郡司は愛馬を 確かに、 買かず申せた、 仏師"鮮"有"、 有台灣里 此事懺悔とな 一方で 此。郎 馬

るのを発見してからでなく、その前に仏師の様子を窺わせていることなども、『法華験記』さらに『扶桑略記』とは異なる 観音像製作に当ることや、その観音が早くに完成すること、檀那本人でなく郎等が仏師を襲うこと、観音に矢が立ってい 郡司の厩からいなくなっていた、とずる。『扶桑略記』の方にも全く見えない要素である。 その他、仏師が丹波でなく京で

筋書・展開である。

昔物語集』は、その「人間心理をえぐる」(新編日本古典文学全集)。 仏師を射殺して馬を取り返してくれるよう郎等に依頼するに至っている。 しく思えて、仏師に与えたことが急に悔やまれてくるのである。そうなるともう抑えようとしても抑えきれず、 と出立して実際に馬がいなくなり、厩で草を食い散らかしているのを見ると、思い切ったはずの愛馬のことが恋しくいと 嬉しさのあまり、これまで欲しがる人がいても手放さず大変大切にしていた愛馬を仏師に与える。 仏師が思いがけず早く美しく観音像を造ってくれたことを大変喜び、貧しい中で何を禄に与えようかと考え、 右の『今昔物語集』において特に注目されるのは、 特に破線部あたりの郡司のあり方、 その間、 郡司の心理は大きく揺らいでおり、『今 ところが、 描かれ方である。 仏師が京へ 檀那

ρ́ いう性格付けが既定のものとしてなされているわけではない。 からの本来的な悪人と規定されているのに対して、後者の場合は、そうした規定は見当たらず、少なくとも悪人であると 「本性猛悪」(先引『扶桑略記』二重傍線部)「専非善人。不善武者也[ナシ]」(先引『法華験記』二重傍線部) ところで、先の『扶桑略記』『法華験記』の「宇治宮成」・「檀越」と違って『今昔物語集』では 両者は伝承上、穴太寺観音造立の檀那として同じ役割を担っている同一人物であるに違いない。ところが、 所与物。 射害!| 仏工感世| 」 (『扶桑略記』) 「施与仏師種々禄物。令亰 [ナシ] 上時。 則於大江山 [即前立至于大山] (於途側相待。 而) 殺 また、「檀越施」物。 [射] 害仏師」 檀越 宮成本性猛悪。 (『法華験記』) といったあたりの記事 (竊) 作是念。 竊進到 1 大江山。 「郡司」とするけれど 我殺此仏師。 前者が、 根っ

ことになるのであって、そういう状況からは、少なくとも『扶桑略記』『法華験記』の宮成・檀越ほどの悪性は感じられな 願あって自主的に造仏を図っているのであって、そういう点でも、その郡司の方がより善人的な印象を与えていよう。 勧めを受けて造仏を企てているのに対して、『今昔物語集』の郡司は、「年来、 は、『扶桑略記』や彰考館本『法華験記』では「依||婦女勧|企||造仏思||「只被勧婦。如此造立此菩薩也」と、専ら婦女の いだろう。むしろ、ごく普通の善良な人間が一時的な悪心を起こしたものとも解せよう。『今昔物語集』は、もともとの悪いだろう。むしろ、ごく普通の善良な人間が一時的な悪心を起こしたものとも解せよう。『今昔物語集』は、もともとの悪 心出家することになるのだが、右の通り、散々に心情を揺るがせ葛藤を経て、ついにどうにも堪らなくなって凶行に及ぶ からは、 人などではない、そんな普通の人間に潜む危うい心理をこそえぐり出しているのだと言うこともできるだろうか。 規定された性格に対応して檀越宮成が、 の郡司の場合は、最終的には同じ凶行に及び、そのため『法華験記』の檀越と同様で最後には懺悔し発 躊躇なく直線的に凶行に至っているように感じられる。それに対して一 宿願有ペばなー、観音ノ像ッ造奉タュ思ッ」と、 あるい 宿

て微妙に揺らいでいたようなのである。 人である檀那の人物像自体も、 揺らいでいるのは、 愛馬をめぐっての郡司の心理だけではなかったのである。 伝承成立後それほど時間が経過していない段階から既に、特にその悪性の度合をめぐっ 右のように、 穴太寺縁起伝承の主人公の

るのだが。また、冒頭部に仏師について「此」仏師」心"慈悲有"」と記すのに対応して、「仏師」慈悲有い以》」観音が身代り えるだろう。ただし、『今昔物語集』が仏師の襲われた地点とする「篠」は、大江山そのものでなく、その裾野の地域であ たというのと同様であり、それらの背景には、盗賊の出没することの多かった、先述の大江山の当時の環境があったと言 に立ったと末尾に述べる点、『今昔物語集』特有の捉え方のようである。 なお、「盗人、様。造。」仏師を射殺したというのは、 先の平貞盛の話において「山"罷会"、 強盗ッ造ゲ」 医師を殺そうとし

『今昔物語集』頃以降、 後出『丹波国穴太寺観音縁起事』の重修年・宝徳二年(一四五〇) 頃までには、 穴太寺縁起

伝承が、知られる通り、『宝物集』や十巻本『伊呂波字類抄』、『阿娑縛抄』諸寺略記、『元亨釈書』、金沢文庫本『観音利益

集』に見える。

るのは、それらの発見を、 ける」と、仏師を襲った翌朝、仏師の安否を知る以前に、奪い返した馬がおらず観音に矢が立っているのを発見したとす である。ただし、 なる。性格についての規定はなく、檀那が必ずしももともとの悪人というのでなく感じられる点も、『今昔物語集』と同様 馬、おもひみるにおしかりければ、道にゆきあひて、仏師を射殺して、馬をとりかへして馬屋にたてけり」、ということに の造った観音像が「あまりにたうとかりければ」、「あひしてもちたりける馬を出して、とらせてげり」、ところが、「この あり方は、むしろ『扶桑略記』や『法華験記』の方と一致している。 七巻本『宝物集』(新日本古典文学大系)巻四は、簡略な記述ながら右の『今昔物語集』と大変近いこと明らかで、 上引部に続いて「夜あけてみれば、馬屋に馬もなくて、仏師とおもひて射たる矢、観音にたちてぞ侍り 何日も経って仏師の無事を確認したあとのこととする『今昔物語集』とは異なり、その展開

十巻本『伊呂波字類抄』(校刊美術史料)「穴太寺」条は、

吖 号菩提寺、在丹波国桑田郡"。寬弘年中"、宇治宮成請仏師盛世、 為取返相待大江山。射殺仏師、取返録物。帰奉見菩薩像、(タギ) 胸箭立赤血流出。 始奉造観音像。 爱知代仏師被射観音給。 造畢之後、 与仏師於録物。 彼箭有于今 生追悔之

彼観音安置于此寺"*。於彼仏師、全以無羨矣。

げられよう。しかし、 と、より簡略な記事になっているが、基本的に先引『扶桑略記』あたりとかなり近い。ただ、いくつか相違点も見られる。 世」を誤ったものだろう、仏師の名が「盛世」となっていること、観音に立っていた箭も今に存するとすること、など挙 『扶桑略記』さらに『法華験記』が応和二年のこととするのに対して「寛弘年中」と記す点、特に目立つし、 小稿において最も注意したいのは、傍線部。 傍線部の前後を、『扶桑略記』と対照させて示せば、 その他、 感

·其功既畢。 檀越施物。 宮成本性猛悪。 竊進到大江山。隠立途側。 射害仏工感世。奪取所与禄物。 (『扶桑略記』)

があろう。その点では、 凶行であって、宮成は、『扶桑略記』から窺えるような元来の極悪人というのでは少なくともない、という印象を与える面 生起してきた禄物を惜しむ気持ちに求めている。後者の場合、本来的なものではない、一時的に沸き起こった悪心による 取り返すという行動に出た理由を、『扶桑略記』が宮成の本性の猛悪さに求めるのに対して、『伊呂波字類抄』は、 前 ように思われる。 後の内容がぴったり対応・一致するなかで、 造畢之後、 与仏師於録物。 馬を与えたりしていないけれども、 生追悔之心、 傍線部が対応しつつ食違っていることに気付かれる。 為取返相待大江山。射殺仏師、 むしろ『今昔物語集』や『宝物集』の檀那に近いものがある 取返録物。 仏師を殺して禄物を (『伊呂波字類抄』) 後から

み見られ、その前後の部分は省略されているようだ。 験記』のうち、「其仏檀越宇治宮成。雖作仏像。専非善人……檀越聞之、 と、宮成は当初からの悪人で、造像も、 本と同文関係にある」(先掲阿部論文)。結果、『扶桑略記』などと同様、「雖造仏像更無善心。 阿娑縛抄』諸寺略記 (校刊美術史料)の「穴穂寺」条は、「ほぼ『扶桑略記』所引の縁起と共通し、『法華験記』彰考館 女の勧めによるもので自主的なものではないとする。 弥生怖畏懺悔」という中核部分に相当する記事 只被勧婦女、造立此菩薩也 なお、 先引彰考館本 『法華

『元亨釈書』(新訂増補国史大系)の場合、巻十七感世伝に穴太寺の縁起伝承が見える。

其瘡,血流凝,地。 工感世者、以^造;1仏像 | 為^活。余暇読;1法華、 或一両巻、或一二品。多少随;1工之隙。 又誦;1普門品三十三遍;為;1日課。 《桑田郡有…宇治宮成》。命2世刻;観自在像、已而成。宮成厚償;其価。世受,銭帛,帰;洛城。宮成忽念而言、「我与;工価ののです。」 宮成恠怖日、 「我斬」工。 像何有s之耶」。 便使片,使者,馳」都見上,世、 世無」恙。 使者復」命。 宮成 波

>吾受>刑也」。 二人執>手感嘆。自>此宮成与>世盟!!親友。 于時応和二年。俗云!!穴穂寺。>吾受>刑也」。 二人執>手感嘆。自>此宮成与>世盟!!親友。 于時応和二年。 其像今在!!菩提寺。 驚惋而急詣;|工家`、返;|奪財|備言;|所以。世日、「我於;|大江山|逢」賊。被」掠」財、潜逃帰」家耳。今聞;|君言; 大悲尊代

友となる展開が見られたりもする。そして、『法華験記』と相違していて特に注目されることには、宮成の性格を規定する う点は、ここまで見てきた諸文献の中では『法華験記』のみが有する要素である。しかし一方で、『法華験記』にはない、「佗 る。特に波線部あたり、『法華験記』の「往寺開戸奉見新仏、金色観音御肩被切割、従其痕中赤血流下、 ころが、感世がそれを受け取って帰っていったあとに、代価が「多」かったと後悔し、殺して奪い返そうと考えるのであ 例の辞句「専非善人。不善武者也」に相当するものが、右記事中には見られない。また、感世への代価の多少が問題になっ していて、しかも、観音に矢が立つのでなく肩を切り割られている点や、その傷から流れた血が地面で凝固していたとい 全体的には、『阿娑縛抄』諸寺略記が同文関係にあった彰考館本ではない、それ以外の『法華験記』の方に近いようであ ずしも本来の悪人とは言い難い存在に入れ替わっているのだと言えよう。 全体的には概ね『法華験記』と共通しつつ、その中に登場する檀那宮成の人物像は、『今昔物語集』の場合に多少近い、 る。それは、 ている(実線部)ことにも注意される。観音の出来栄えが見事だったからなのか、宮成は一旦は「厚」く代価を払う。 しようもなく愛惜する気持ちが募り、ついに殺して奪い返したという、『今昔物語集』における郡司に近いものがあろう。 人亦不レ可レ知也」(破線部)という、『今昔物語集』の「盗人ン様ッ造ッ」と対応するような記事や、宮成と感世が最後には親 仏師が速く美麗に造ってくれた、その喜しさのあまり愛馬を与えるが、仏師が帰り馬がいなくなると、どう 満地凝結」と対応 ع

Þ 字類抄』と同じく「盛世」とする)について「毎日観音経三十三巻」を読誦し「十八日ニハ必ス持斉ヲシケリ」とするの |観音利益集』(古典文庫) の場合は、先の諸文献に見られた種々要素が混在しているかのように見える。仏師 檀那が最後に 「本尊仏師ニカハリ給ケルコトヲ、且カタシケナク、只我シワサノ邪見サヲカナシミテ、忽心ヲヒルカ

する、 う。 エシ、 は、ここまで取り上げた中では『扶桑略記』のみに見られた「金体如悩、少低而立矣」という内容に通じるものと言えよ 一方、 さて、この『観音利益集』は、観音の造立がなったあとの場面を、次のように記している。 そのうち、 仏師を射殺したあとに観音を拝すると、「御頸ホトヨリ血流出テヽ、シカモカタフカセ給ヘリ」という状態だったと 道心ヲ発テ一筋ニ観音ニ仕リケリ」ということになったと記すのは、『法華験記』や『今昔物語集』と同様である。 傷を受けたのが「頸ホト」であるというのは先の諸文献のいずれとも異なるが、「カタフカセ給ヘリ」

大ナリ。道ニ行合テウハイ取ラムニ、人夫メラハ見知リタレハ、ヨモ惜シ。 …其ノ施主仏師ニ種々禄物ヲトラセツ。 人等ニ云合テ、即チカム道ヨリ□イノ山へ先キサマニ行テ待ツ所ニ、思ヒヨラヌコトナレハ其用意モナクテ、仏師登 仏師京ニ帰リ登ル時、人夫伝馬ニ至マテ沙汰シ当へテ、施主思様、「此禄物莫# 仏師ハナニホトノコトヤアラン」

ル所ヲ只一矢ニ射コロシツ。

ではなく感じられよう。 莫大さに気付いて後悔したということらしく、やはり、少なくとも「本性猛悪」というような根っからの悪人というわけ 不善武者也」[ナシ] (『法華験記』) に対応する辞句の見えない点と併せて、注意される。この施主についても『元亨釈書』 と施主が思って仏師を襲うことになっている点、右引部だけでなく全体のどこにも「本性猛悪」(『扶桑略記』)「専非善人。 て出てきた要素という面もあろうか。それはともかく、右引部の中で、与えた「種々禄物」について「此禄物莫大ナリ」 たものであって、『今昔物語集』や『宝物集』が愛馬を与えたというのとは意味合いが異なるけれども、それから連想され の場合と同様で、観音を造ってくれた仏師に、一旦は気前よく禄物を与え伝馬まで沙汰するが、仏師が出立してからその 人夫や伝馬を沙汰したというのは、仏師が「京ニ帰リ登ル」ためには大江山を越えなければならない、その道中の便を図

これら『今昔物語集』 頃以降の鎌倉期あたりの諸文献においては、『阿娑縛抄』諸寺略記以外いずれも、『今昔物語集』

檀那が悪人から離れていく、そういう方向に傾いていたと言えるだろうか。 必ずしもない、幾分なりとも悪人離れした檀那の人物像が窺えるようであった。全体的な傾向として、檀那の悪性を弱め、 よりも顕著ではないものの、それに近く、『扶桑略記』『法華験記』におけるような当初からの本来的な悪人というのでは 進されたことがわかる」(『新修亀岡市史』資料編第四巻43頁) とされる穴太寺本の箱は見出せていないが、同本末尾には 寺観音縁起事』||巻である (引用の際は穴太寺所蔵本に拠る)。すでに全文翻刻もなされているが、誤読等いくらか見られ らの記述にはしばしば取り上げられているが、国文学分野の中では、その存在に対する認識が従来全く欠落してしまって たものばかりである。それに対して、まさに独立した一個の縁起書が、中世には出現してくる。同縁起は、 在を窺わせているが、それ以外右に見てきたのはいずれも、 宝徳二年までの間の成立ということになる。 確かに「宝徳二年秋八月時正日重修之」と記されていて、「宝徳二年(一四五〇)に書写されたことを明らかにしている」 るようなので、 いる(後出「*『丹波国穴太寺観音縁起事』の伝本」参照)。その縁起とは、穴太寺などに伝本が所蔵される『丹波国穴太 (同上)。成立自体がいつのことかは不明だが、末尾部に「承久年中」(一二一九~二二) の記事が見えるので、それ以降 先述通り、『扶桑略記』が末尾に「已上穴穂寺縁起」と注していて、わずかに「穴穂寺縁起」と称する独立した一書の存 相当にまとまった分量を備え、 四 小編末に改めて全文を掲げておいた (編末資料A)。「箱書から延宝四年 (一六七六) 光子内親王により寄 善女人の檀那――宝徳二年重修『丹波国穴太寺観音縁起事』から延宝四年縁起絵巻まで 内容的には、 従来の縁起伝承とは異なる、 何らかの文献の中に一部として穴太寺の縁起伝承が著録され いくつかの顕著な特徴を有している。ここに 国史学などか

は、特に注目すべきものを四点挙げておこう。

なお、 のである。 られない内容で、『扶桑略記』などが何ら言及していなった、観音造立以前既存の「寺」自体について最初に、 師如来であったと記す 雲年中古麿大臣草創というのよりも時代的にさらに遡らせた開創説を伝えている。 に本復したと、『一遍聖絵』巻八が伝える背景にも、観音の蔭に隠れた穴太寺の薬師に対する意識があったのかもしれない。 以前に薬師信仰の寺院としてあったという点は、史実と認められようか。腹を患い穴太寺に逗留していた一遍が結願 「等身薬師聖観音。三尺金色。 同じ『寺門高僧記』の巻六に収載の覚忠「三十三所巡礼記」には、穴太寺について「願主聖徳太子御建立」と、 観音の霊験縁起譚の前、 薬師については、『寺門高僧記』(続群書類従)巻四収載行尊「観音霊所三十三所巡礼記」の『書記』(記》 (編末資料A2~5行)点、すぐに目に付く。 丹波桑田郡」と見えるのであって、慶雲年中古麿大臣草創というのはともかく、 冒頭部に、穴太寺が文武天皇の慶雲年中古麿大臣による草創であり、 いずれも、 前節までに取り上げてきた諸文献には見 その際の本尊が 「菩提寺」条にも 記してい 観音造立 の朝 慶 薬

えよう。 を刻ませた 設定がなされていて (9~15行など)、妻が宮成に対して教戒の言葉をかなり長く浴びせていたりもする (27~47行)。そ 役割を演じている点で大きく異なっており、最大の特徴として注意される。悪人の宮成に対して善人の妻という対比的 その内容は先に見た諸文献の記述とごく基本的には同様であるのだけれども、 行)。また、宮成は妻の教戒にしぶしぶ応じて秘蔵の馬を感世に与えてはいるが(48~51行)、そもそも感世を招いて観音 て、観音造立の檀那と呼ぶべき人物が、 してついには、 さらに、 冒頭の草創や薬師に関する記述に続いては、 <u>1</u>6 宮成の妻は、「極悪の夫を教化せむために」観音が化身したものではないかとさえ述べられている(82~) 18 行) 宮成の妻について『丹波国穴太寺観音縁起事』は、「此婦造立の間は、 のも、 完成後に禄物をまず施与した(22~24行)のも、 従来の諸縁起伝承における宮成から、その妻へと、半ば以上移行しているとも言 観音の霊験縁起譚がかなりの分量、 特には、宮成の妻が登場し、 宮成ではなくて妻になっているのであ 毎月一七日を点して持斎清浄にし 末尾近くまで載せられてい 非常に重大な て、 85

華験記』記事冒頭に「沙弥感世。以造仏像為其所作。而読法華経。 るのである。 諸伝承における各登場人物の持っていた役割のそれぞれ一部を、一身に吸収・集約させたような、そんな存在と化してい されてきたことである。『丹波国穴太寺観音縁起事』における宮成の妻は、観音に、檀那宮成、そして仏師感世と、従来の 殊に信心をこらし、 (毎月)十八日持斎。奉仕観世音[ナシ]菩薩(以為業)」とするように、 毎日法華経一部并普門品三十三巻を読誦し奉る」(18~22行)とするが、それは、 毎日必読一品一巻。 従来の諸伝承では、 其中暗誦普門一品。 仏師感世の所業と 例えば先引『法 日々必誦三十

が、 止め位置付ける結果を導いてもいよう。 になったという展開は、独立し遊離しがちであった観音の霊験縁起譚を、穴太寺縁起という枠組の中にしっかりとつなぎ 事』という書名を有しながら、全体としては穴太寺自体の縁起を構築しようとしたものであることを、明らかに示してい 草創の昔を尋ぬれば……」と、第一の特徴として挙げたように穴太寺の草創から書き起こすのは、『丹波国穴太寺観音縁起 あっても、必ずしも明確には穴太寺の縁起譚にはなっていない。それに対して、『丹波国穴太寺観音縁起事』が、「夫当寺 夢告を得て、穴太寺に堂を建てて安置した、という内容が末尾部に見られる(85~95行)点、これまでの諸伝承には見ら 定された薬師と共に穴太寺に安置され、先引行尊「観音霊所三十三所巡礼記」が「薬師聖観音」とする、 れなかったもので、 ていると、「願は穴太寺の薬師如来に値遇し奉りて、衆病悉除の本誓にまかせて、我身の苦悩をやすめん」といった観音の 第三には、 観音の夢告あって「穴太寺」に安置することになったという、右末尾部の内容は、「菩提寺穂寺」」(先引『扶桑略記』) 右の末尾部の内容はそれと呼応するものであって、造立なった観音が夢告して、冒頭部において草創時の本尊と規 前非を悔いた宮成が、「我家をこほちて其跡に御堂をつくり、菩提寺となつけて、尊像を安置せむ」と企図し 特徴的である。そもそも先に見てきた諸伝承は先述通り、観音造立の縁起譚や観音の霊験利益譚では なお、宮成が我家の跡に御堂を造り「菩提寺」と名付け観音を安置しようとした まさにその通り

などが菩提寺=穴太寺とするのと微妙に食違う。あるいはその内容には、上の二つの寺号を有することになった何らかの

事情の一端が暗示されているだろうか。

とを伝えている(99~10行)点を挙げなければなるまい。淺野清編『西国三十三所霊場寺院の総合的研究』(中央公論美術 出版、平2)は、 たはずであるから、これでは、薬師の効力がなかったことになりそうだが)、それに従って新菩薩を造立、共に安置したこ 容末代まてとゝまりかたし。 第四の特徴としては、右の末尾部の後にさらに続けて、二百余年後に再度観音の夢告が「むかしの箭の痕朽破れて、 札所本尊観音の前立像が「藤末鎌初の中央作」で、右の「新菩薩に相当すると思われる」という見方を ……」とあり(「我身の苦悩をやすめん」と衆病悉除の本誓を頼って、穴太寺の薬師に値遇し 尊

見てきたうち承久年中より遡るような早い段階の『扶桑略記』所載「穴穂寺縁起」や『法華験記』の所伝と比べて、 て後発のものであるとは、必ずしも言い切れないだろうと思われる。 ないのであって、無論のこと、その中には後発的な要素を多く含んでいることであろうが、しかしだからと言って、 さて、右のような特徴を有するこの『丹波国穴太寺観音縁起事』は、先述通りその成立自体承久年中を遡ることができ 、すべ 先に

のであった。また、『丹波国穴太寺観音縁起事』では、「宮成是を見といへとも、一念慚愧の心なくして、 ものの中では彰考館本『法華験記』と同文の『阿娑縛抄』諸寺略記以外、『扶桑略記』『法華験記』以降には見られ く本来的な悪人であっても、その規定された悪の中身・性格はやや異なっていようか)、そういう規定は、先に取り上げた 略記』二重傍線部)「専非善人。不善武者也[ナシ]」(先引『法華験記』二重傍線部)と共通するものであり(ただ、 のことはりをしらす」(9~12行)と、宮成は当初から極悪人として規定されているが、それは、「本性猛悪」(先引 先述通り、 妻と対比する形で「善苗耳に逆り、 悪業心に逞して、 凡名聞利養のいとなみの外はさらに生死無常 剰不受のおもひ

などの檀那とは違い、『扶桑略記』『法華験記』の宮成・檀越と同じく、根っからの悪人として出発している。 は、『今昔物語集』の郡司や、あるいは先述通りある程度それと同様の傾向を持つそれ以降の『伊呂波字類抄』『元亨釈書』 の郡司と同じようにもともとそれほどの悪人ではない、と感じられることもなかろう。『丹波国穴太寺観音縁起事』の宮成 異なり、 物語集』に見られたような、 宮成の表情も、次第に柔和になっていく。その点は『新修亀岡市史』資料編第四巻28頁参照)が、その心理変化は、『今昔 非を悔て、つゐに仏道に進修せり」(81~82行)と、宮成が徐々に改心していく様が丹念に辿られている(絵巻に描か にあたへけり」(48~51行)→「宮成不思儀の思ひをなして、かつ/〜懺悔の心をおこす」(60~62行)→「宮成是より前 顔色にあらはれたり」(24~26行)→「宮成婦人の言に恥て、本意とはおもはねとも、をのれか秘蔵しける葦毛の馬を仏師 究極的な悪心から正反対の善心への直線的な変化であって、それによって、如上の揺らぎを見せる『今昔物語集』 嬉しさのあまり一旦施与した愛馬を愛惜し葛藤しながらついに凶行に及ぶという揺らぎとは ñ

た諸文献には見られないものである。 るのであり、それらと対応するものであるに違いなかろう。そして、そうした内容は、『今昔物語集』以下の先に取り上げ みかつはいさめ」て宮成に「をのれか秘蔵しける葦毛の馬を仏師にあたへ」させた(47~50行)というその言動は、 『扶桑略記』の また、『丹波国穴太寺観音縁起事』における、先述通り半ば檀那の位置に立っている妻のあり方、そして、「かつはうら 「依||婦女勧| 企||造仏思|」や先引彰考館本『法華験記』の「只被勧婦。 如此造立此菩薩也」を想起させ 先引

寺観音縁起事』に元来古態を留めている面があって、結果、右のような要素が含まれることになったとも考えられよう。 の諸伝承を総合しようとしたのだと見ることも、もちろん可能であるけれども、 み共通・対応する要素が、 このように、『丹波国穴太寺観音縁起事』には、 いくつか見られるのである。そういう早い段階のものにしか出てこない要素をも組み入れ従来 前節までに見た中で早い段階の『扶桑略記』 別の一つの可能性としては、『丹波国穴太 あるい は 『法華験記』 との 例

通・対応する要素が見られたりする、というようなことも有り得なくはないだろう。 えば、原縁起と言うべきものが早くに穴太寺にあって、『丹波国穴太寺観音縁起事』は主にそれに基づいたものであり、 『扶桑略記』所載「穴穂寺縁起」あるいは『法華験記』も同様に、その原縁起に発していて、それで、両者にのみ共

華験記』など以外「他に主たる典拠があったと想定される」(先引日本古典文学全集)『今昔物語集』所載話が、 太寺に存在していて、それに依拠した『丹波国穴太寺観音縁起事』にその姿がある程度留められているとするならば、『法 る『今昔物語集』との如上の共通性は、特に注目される。右に述べたように、例えば、原縁起と言うべきものが早くに穴 のは、ここまで見た中では『今昔物語集』以外『宝物集』の簡略な記事だけであって、『丹波国穴太寺観音縁起事』におけ を射殺し馬を取り返し厩に繋ぐ、ところが、やがてその馬がいなくなり、仏師の家の厩に繋がれていることがわかる、と 行)と共に宮成が た資料の面影を、 いう内容を中心部分に含んでいる。それらの内容は、先引『今昔物語集』に見られたのとほぼ共通する。馬が施与される さらに、先に特徴として挙げなかったが注目されることには、『丹波国穴太寺観音縁起事』には、「種々の禄物」(22~23 この『丹波国穴太寺観音縁起事』に見ることができるかもしれない。 「秘蔵しける葦毛の馬」(50行)を仏師感世に施与するが、「宮成此馬を惜くや思ひけん」(52行)、仏師 典拠とし

全く視野に入れられておらず、『今昔物語集』の諸注釈などにおいて言及されることもないが、『今昔物語集』所載話を含 め穴太寺縁起伝承について検討するうえで欠かせない資料であるに違いない。 右のようなことを可能性として考えさせる宝徳二年重修『丹波国穴太寺観音縁起事』は、 先述通り従来国文学の側では

だ、『伊呂波字類抄』とは同じ。また、宮成が感世を襲ったという「大江山舛井辺」(53行) た辺のことだろう。同歌枕の旧地には寛永八年(一六三一)の題目碑が立ち、老ノ坂トンネル西口の路傍には、その旧地 なお、『丹波国穴太寺観音縁起事』が観音造立を寛弘七年のこととするのは、 他が多く応和二年とするのと異なるが、た は、 歌枕 「増井の清水」のあっ

る。 の志を募るために、 りした本絵巻の製作事情と、 告』第十七冊: された御喜びの詞を跋に添へて、その経を当寺に施入されたのが、今猶存している」(『京都府史蹟名勝天然紀念物調 があつた」のであり、さらに、「後水尾天皇の皇女光子内親王は当時紺紙金泥の普門品を書写してをられたが、 物館特展図録 二年叙二品、 六) の六月であること、絵が狩野永納によるものであること、判明する。さらに、貞享二年 (一六八五) の永納 『鳥跡記. 蔵臨写本『穴太寺旧記』収載明治五年「世代調書」覚に拠る)の依頼によって、「二品親王」が詞を書写したものと知れ 筆者也/二品 は穴太寺に所蔵されており、 『三つの絵巻』〈観音膽仰会、 (『香椎潟』37収載井上敏幸氏翻刻) 右の また、 (傍記稿者)などと記述あって、「二品親王」とは梶井宮盛胤親王 『丹波国穴太寺観音縁起事』 最後の絵の左下に 同八年遷化)のことと考えられる(五十嵐公一「永納作品の制作年代」『塵界』 『狩野永納』〈平11〉等も参照)。穴太寺は、絵巻が作成された延宝四年に火災に遭っていて、その時、 (花押) 京都府、 京都に於いて聖観音像の開帳を行つた際に、五月二十七日には特に像を殿上に請じ給ひ、 親王」と見え、穴太寺「中興初代」の行広(元禄十二年没、行年六十三、京都大学文学部図書室所 昭 12 、 密接に関係しているのだろう。 詞はほとんどそのままに (編末資料A参照)、随所に計九場面の絵を配している 昭 10 「延宝四年辰夏六月 西田直二郎・ は、 に、この絵巻について「かんなの縁起あり。文の詞ハ梶井の宮の御筆也。 や『新修亀岡市史』資料編第四巻参照)。 知られる通り、 赤松俊秀両氏担当、 日/狩野永納筆」と記されており、本絵巻の成立が延宝四年(一六七 近世になって再生され、 42頁)。これら一連の事柄が、「二品親王」が筆を執った (『梶井門跡略系譜』によるに、 末尾に「此一巻依穴太寺住持/行広所望染 絵巻化されることになる。その縁起絵巻 11 平成 11。 御水尾院皇子、 兵庫県立歴史博 御拝(絵は予かけ 霊像を礼 (尾崎久彌 の 延宝 査報 御

から移されたという増井観音石像が祀られてもいる(『新修亀岡市史』資料編第五巻など参照、一〇二〇頁)。

+ 『丹波国穴太寺観音縁起事』の伝本

縁起の全文翻刻を掲載し、併せて、穴太寺所蔵延宝四年縁起絵巻及び右二本との校異を傍記した(編末資料 A)。 諸本の現況とその概要―」(『金沢大学教育学部紀要』22、昭48)の中での言及によって、知り得た。編末に、穴太寺所蔵宝徳二年 庫所蔵『松雲公採集遺編類纂』巻十四収載写本である。前者については最近に整備された『四天王寺国際仏教大学所蔵恩頼堂文庫 ばそれらを最も詳細に取り上げる最新の『新修亀岡市史』も、それらの伝本として穴太寺所蔵の各一本のみしか取り上げていない。 分類目録』(四天王寺国際仏教大学図書館、平15) にて、後者については原田行造「『本朝法華記』所収説話の諸特徴上――付〔報告〕 しかし、今回他に二本の伝本を確認することができた。四天王寺国際仏教大学恩頼堂文庫所蔵写本と金沢市立玉川図書館加越能文 『丹波国穴太寺観音縁起事』は、宝徳二年重修縁起と、それを絵巻化した延宝四年縁起絵巻と、二種存することになるが、例え

室に所蔵されてもいる。 の方については、昭和十二年の臨写本(他の文書類と併せて臨写、「丹波穴太寺文書」と称されている)が京都大学文学部古文書 穴太寺所蔵の両本の書誌的概要については、『新修亀岡市史』資料編第四巻など参照。なお、穴太寺所蔵本のうち宝徳二年縁起

依事繁且略之」の末尾三字「且略之」を、恩頼堂文庫本が本行に組み込んでいるのは、明らかな誤写。 紙片に「丹波国(穴太寺/縁起事/写/」と墨書。楮紙。押界あり。全百四十行。外題なし。内題「丹波国穴太寺観音縁起事」。本 のが最も大きな違いであって、穴太寺所蔵本との本文の相違はごく僅かである。穴太寺所蔵本第6行中の割注「就寺号雖有子細/ 本であることが、明らかに知れる。穴太寺所蔵本第10~10行「霊験あらたにして」が「霊験いよくへあらたにして」となっている 文のあとに一行空けて、奥書「宝徳二年秋八月吉辰」。穴太寺所蔵本奥書と若干異なるが、それによって、宝徳二年縁起の方の写 恩頼堂文庫本(整理番号一一八〇)は、近世末写。巻子本一軸。縦二七・四糎。未装丁で、紙片を巻いて紐で結んである。その

九十冊のうち第十四冊の中に、他の諸寺院縁起と共に収載されている。十一丁に亘って書写されており、毎半丁八行。冒頭に内題 |丹波国穴太寺観音縁起]。末尾に改丁して、「此間見申売本之覚/一丹波国穴太寺観音縁起古書 加越能文庫本は、前田綱紀(松雲公)が採集したものを明治になって類纂した『松雲公採集遺編類纂』(一六.〇三―一) 全百 一巻/持主丹波国町人名不知/

だろうか。宝徳二年縁起の「不思儀の思ひをなしてかつくく懺悔の心をおこす」(61~62行)を「不思儀のかつし懺悔の心をおこ 判定し難い。ただ、右引覚書が該本購入に際してのものであるなら、購入された貞享三年(一六八六)時点でそれを「古書」と記 年記も見えないので、加越能文庫本が、本文にほとんど違いのない宝徳二年縁起と延宝四年縁起絵巻詞章のいずれの写本なのか、 には右引通り「事」がないが、この覚書に見える書名にも「事」がない。奥書は記されておらず、宝徳二年と延宝四年とどちらの 取次 玉屋吉兵衛/貞享三年四月十八日 す」と、明らかに誤脱・誤写した事例も見られ、良質の本文とは言い難い。 しているのだから、十年前の延宝四年(一六七六)成立の縁起絵巻の写本であるよりは、宝徳二年縁起の写本である方が相応しい 加越能文庫本が購入された際の覚書か。他本いずれも「丹波国穴太寺観音縁起事」と題するのに対して、加越能文庫本の内題 津田太郎兵衛/代過分之望無之候早速ニ入披見候」と、少々興味深い覚書が記されてい

編第四巻に、ほぼ全部または一部の影印と全文翻刻が収載される。ただし、いずれの翻刻にも若干のミスなど存する。 史蹟名勝天然紀念物調査報告』第十七冊、『文学の旅―名作の舞台を訪ねて―』(亀岡市文化資料館、昭62)、『新修亀岡市史』資料 術―』(日本経済新聞社、平7)に冒頭部写真が、各々載る。延宝四年縁起絵巻は、先掲尾崎久彌『三つの絵巻』や先掲『京都府 昭6)に首尾部の写真及び全文翻刻、『新修亀岡市史』資料編第四巻に首尾部の写真、図録『西国三十三所―観音霊場の信仰と美 なお、穴太寺所蔵本のうち、宝徳二年縁起は、『観音信仰と社寺参詣―丹波・丹後―』(京都府立丹後郷土資料館特別展図録

学の側の記述には従来、宝徳二年縁起に言及したものを見ない。右の如く全文翻刻もなされ、国文学以外の諸方面からは種々記述 縁起」条 縁起」の項目のもと、縁起絵巻のみで宝徳二年縁起に言及しない先掲尾崎久彌『三つの絵巻』によって、伝本を「延宝4年絵巻 され、さらに現在穴太寺境内に立つ案内板にも引用されているが、今まで国文学の方の研究者の目をすり抜けてきたものであるら 大一軸」のみとしたのを、受け継いできた結果であろうか。最近の徳田和夫編『お伽草子事典』(東京堂出版、 先述通り宝徳二年縁起と延宝四年縁起絵巻のいずれの写本か判然としない加越能文庫本に右掲原田論文が触れてはいるけれど (その素性についての追究は何らなされておらず、上記いずれかの写本であるという認識さえ示されていない)、それ以外国文 松本隆信「贈訂室町時代物語類現存本簡明目録」(奈良絵本国際研究会議編『御伽草子の世界』三省堂、昭57) が、「穴太寺 (濱中修氏担当)も、「延宝四年(一六七六)写の絵巻が現存するのみ」とする。穴太寺に限らず、寺社縁起の研究は 平 14 の

対象とすべき縁起の存在の把握自体にまだまだ不十分な面が極めて多いことであろう。

で「わらくつ一双」

平14)。さらに例えば、沓が遺されていたと直接記載されている訳ではないが、『住吉松葉大記』(大阪市史史料第五十五輯)の巻 世の編末資料BやCも「無馬而唯藁省一双也」「馬はなくして唯藁沓一双のみあり」とするように、「藁沓」であるに違いない。 仲算、聖宝、淳祐について伝えられている(拙稿「死所不明型尸解譚―尸解譚史断章―」参照、『日本宗教文化史研究』 6―1 見られるし、日本でも、沓を遺して行方・死所が知れなくなる、言わば死所不明型尸解譚が、武内宿禰や天智天皇、行叡、円仁、 胸に立っているのを見て驚き、厩を見ると、取り返して繋いでおいたはずの馬もいなかった、という場面。「わらくつ」とは、後 らくつ一双のみあり」と見える(編末資料 A62~4行)。仏師感世を射落として帰宅した宮成が、自らの放った白羽の矢が観音の の事例も、そんな遺沓譚の伝統を継承しているだろうか。 て、こうした遺沓譚の体系的な検討が必要だろう。それはともかく、馬がいなくなって「わらくつ一双」が遺されていたという右 六摂末部八にも「御履石…:俗説ニ謂ラク、神宮寺ノ僧想応和尚此`所ヨリ登天スト」。さらには西洋のシンデレラの話なども含め とがある。棺に片方の沓を遺して消え去ったという有名な達磨の話を始めとする、同様の内容の尸解譚が、中国仙伝などに数多く ところで、人が消えていなくなるという話が、沓だけが遺されていたという言わば遺沓譚を伴った事例を、しばしば目にするこ 宝徳二年重修『丹波国穴太寺観音縁起事』にも延宝四年縁起絵巻にも、「さてかの厩をみれば、つなける馬はなくして、たゝわ

冥途と往還していた、ということかもしれない」と述べたが、右の遺沓譚の伝統を踏まえて考えるならば、尚更そのように思われる。 図会』や下坂守「法城寺・晴明塚考―五条河原・清水坂に生きた人々の信仰―」(『描かれた日本の中世』法蔵館、平15)に示され 朝列仙伝」贅注—』補足」の中で、『平安城五条橋造立勧進帳』中の記事「小野篁魂神還幽途脱置沓於此所」について、『花洛名勝 沓を遺して冥途へと消え去っていた、と捉えれば、遺沓譚の型に当てはまることになるからである。また、実際、見聞系和漢朗詠 沓を脱ぎ置いた、ということになる点、少々不自然なように感じられる。『幽途に還る』であって、この世での沓を入口に脱ぎ置いて るように「還幽途」を「『幽途より還る』と読んだ場合、続く『脱置沓於此所』が、魂神がこの世に戻るに当たって、その入口で 本誌前号収載拙稿「『天竺往生験記』に関する二、三の覚書」付載「『女子大国文』前号収載拙稿『魂を飛ばす仙人 小野篁―「本

中で、「御女イソキ帰リテ見玉へハ、篁イソキ走リ出"玉フトテ、アマリニアワテヽ履片方"手"トリテ東山"サシテニケ玉フ。 北ノ方 系和漢朗詠集注釈でも国会図書館所蔵『和漢朗詠注』(『和漢朗詠集古注釈集成』第二巻、大学堂書店、平 6) では、「篁っ、アハ タキノ道ヲ六道,辻・云ハ彼,篁,メイトへ帰シ道ナルカ故也」と、篁が沓を捨てて冥途に帰ったと記されている。 ただ、同じ見聞 テヽ御履ッハカレケル。カタノ〜ヲハ手¨サケテ、東山、ニケ給っ」と記されるものの、履を残して冥途にはいったとは明記されてい ツヽイテ逐玉へハ、ヲタキノ塔ノ下ヘニケ入テ、クツヲハソコニ捨ッ失玉フ。……権者「本地ヲ知」ヌレハイソキカクレ玉フ也。ヲ 集注釈のうち東京大学文学部国語研究室蔵『和漢朗詠集見聞』(『磯馴帖』村雨篇、和泉書院、平14)には、三守を蘇生させた話の

らいだ事例が見られ、その点、特に注目される。 承内容との何らかの繋がりを、幾分感じさせるような部分を持ってもいる。そして、檀那の人物像が従来以上に大きく揺 いわゆる直談系の法華経注釈書類に穴太寺縁起が記されているのが、目立つ。それらは、『丹波国穴太寺観音縁起事』の伝 右の宝徳二年重修の『丹波国穴太寺観音縁起事』とそれに基づく延宝四年の縁起絵巻との中間くらいの時代においては、

栄心『法華経直談鈔』の金台院蔵写本には、

昔京眼精云仏師有。毘首羯磨 不負,程上手也。此仏師毎日観音経卅三巻読也。或時丹波国宮成云人、此仏師呼下、観っこ まてた

٢

穴太寺縁起が取り入れられている。寛永版本では、末尾の一文が「此丹波」太観音也」となっていて、「穴」の草書体

付したもの」(廣田哲通『中世法華経注釈書の研究』29頁、笠間書院、平 5)と言うべき『観音品直談顕説鈔』(金沢市立 を「宀」と誤読したらじいものが見られたりする。また、同じ栄心の著作で、「『直談鈔』普門品のみをとりあげて書名を 五五・二四一、三/一〇w〉。内題・目録題を「観音経功徳鈔」とし、それらの下に「天台沙門慧心集」、外題を「観音経 功徳抄」(打付書)・「躑観音経直談天台沙門慧心」(刷題簽)とするのは、金陽文庫本〈内題・目録題「観音品直談顕説 玉川図書館金陽文庫所蔵寛文七年版本。京都大学附属図書館・龍谷大学図書館にも刊年不明版本が所蔵される〈日蔵未刊 (抄)」両題下「天台沙門榮心集」外題「観音品直談顕説抄」〉と異なるが、柱題「顕説抄」は同本と同じ)にも、

と同様に見える。この場合も、「ユル太ノ観-音」と誤っている(末尾。目録部にも「丹波ユルタ観音事」)。また、金台院 蔵写本も寛永版本も「卅三巻」「卅三日」とするところを、「三十巻」「三十日」と記す(傍点部)。 昔シ京眼セイト云仏-師アリ。ヲヨソ毘-首-羯-磨ニモヲトラヌ上-手ナリ。コノ仏-子毎-日観音経ヲニ-十巻ヅヽ読-ト申サル、ナリ。如,其ツクリイダスナリ。宮成過-分ニ作-料引出モノヲイダシテ上セタリ。而ルニ宮成ヨクノ、思 テ不-思-議ニ思ヒ、持-仏-堂へユイテミレバ、我カ造ラセタル観音ニ多ノ疵アリ。コトニ脇ヨリウミシルイヅルナリ。 誦スルナリ。アルトキ丹-波ノ国ニ宮成ト云人アリ。此仏-師ヲヨビ下シテ、観音ヲー-体ニ十日ノ間ニ作クリイダセ ヲ取返シテ家ニカヘルナリ。ソノヽチキケバ、此仏-師ハ相-違ナク京ニ居テ仏ヲツクルトイフナリ。宮成コレヲキヒ ヘハ、料-足等ノヲシキユペニトリカヘサント思ヒ、丹波ノ大江山ノスソニ待テ、仏-師ノカヘル処ヲ打殺シテ料足等

書』や『観音利益集』と同様で、仏師が無事であることを聞いたあとで、宮成が観音の傷を目撃するのも、『今昔物語集』

さて、これらは、特別に変わった内容になっているわけではない。作料等が過分であるため惜しくなるのは、『元亨釈

32

-と同様である。ただ、金台院本では右脇、寛永版本や『観音品直談顕説鈔』では単に脇であるが、観音がそこから膿汁を た場合には、穴太寺が中世において比叡山西塔院末の天台寺院であったこと(穴太寺蔵応永十八年八月二十四日『足利義 尊像を安置せむ」(85~87行)と、一部は表現面まで近く、しかし一方、前者の方は実現した事柄として述べるのに対し 先の『丹波国穴太寺観音縁起事』において宮成が企図した内容「我家をこほちて其跡に御堂をつくり、菩提寺となつけて、 ヲ寺ニシテ菩提寺ト名ヲツケテ、此観-音ヲ本尊ニ安-置スルナリ」(『観音品直談顕説鈔』)という末尾部の記事 持御教書』に「山門西塔院末寺丹波国穴太寺」などあり、しばしば指摘されるところ)が、その背景にある事情として想 た、という点で、正反対でもある。両者に何らか関係し合う面があるかどうか、何ともわからないが、関係があったとし 細部の要素ではあるが、ここまで取り上げた中には見られないもので、目を引く(各実線部)。また、 を設けたとする点(『今昔物語集』では、「三月許」で造ったのが「疾^造奉^^」とされていた、その約三倍の速さ)など、 流していたとするのを始め、毘首羯磨を引合いに仏師の上手さを強調する点、造立の期限(三十三日間または三十日間) 「眼セイ」は、「感世」の訛伝だろう。特に注意したいのは、「我家寺成名"菩提寺。 此観音本尊安置也」(金台院本)「我家 後者の場合は、観音の夢告に従い穴太寺に安置されることになるのであって、企図されただけで結局そうならなかっ 仏師の名「眼精」 (破線部)。

ことになりそうだが、それは、『扶桑略記』や『丹波国穴太寺観音縁起事』におけるような、観音造立以前に寺があったと する従来の諸伝承と大きく異なることになる。 なお、右の末尾部の記事によれば、観音造立後に菩提寺すなわち穴太寺が創建され、観音もその本尊として安置された 定されることになろうか

『直談因縁集』(和泉書院刊翻刻)巻八13は、極めて特徴的な内容を備えている。

付テ賊ッ除ー云。 丹後、国"女アッ。 観音ッ作 トー思ィ、代ッ用意 トサ、都ッツ仏師ッ下 ン、ー云サ、ヨヒ下 ン、作ラセテ、代ッ多ゥ出ス也。時、

盗 人 共、 由ッ聞゚、無相違」帰ー゙ポ。〔五字分空白〕而、此所作」仏、アラウヤ、ー云ケリ。サレハ、不思儀也、ー云ッ、持仏゚堂゚至ッ、見レイ、軈セ 是,奪取`+思、為ハサ打殺`,。道"テ待也。代多ッ持也。往程"打殺"也。時、言語〔道断〕+サ云サ、都ト人ッ遺`サ、其ノ

ず注目される。「女」とだけあって固有名詞は示されないけれども、先に見た『丹波国穴太寺観音縁起事』と重ね合せて捉 何らかの流れを想定することも、先述の穴太寺=山門西塔院末という事情を背景として見るならば可能であるだろうか。 移行していると先に述べたが、この場合はさらに進んで、完全に妻の方に移ってしまっていることになる。そこに、『丹波 えるならば、この「女」とは宮成の妻ということになろうか。そうだとするならば、右記事中に宮成あるいは彼に相当す 国穴太寺観音縁起事』から『直談因縁集』へという、無論その間に種々の段階が介在している場合をも含めてのことだが る人物は登場しないのであって、『丹波国穴太寺観音縁起事』について檀那と呼ぶべき人物が宮成からその妻へと半ば以上 冒頭部の「丹後)国」は、「丹波)国」の単純な誤りであろうが、観音を仏師に作らせたのが、同国の「女」である点、ま 血ッ出ケネールホ。。アナウン観音是也。此故"アナウト申也"ホ。。此穴尾ン観音、桓武帝ン御代、応和二年立ナリ"ホ。。

分的に保っている宮成が、感世を襲う。それに対して、この『直談因縁集』では、言わば、その人物像の揺らぎが極限に と呼ぶべき人物が善人である妻の方に半ば以上移っているようではあるが、一方で、それでもなお檀那としての性格 れでも仏師を殺害するという凶行に及ぶことに変わりはなかった。『丹波国穴太寺観音縁起事』においても、先述通り檀那 り『今昔物語集』以降、その人物像が揺らぎ、少なくとも本来的な悪人というのではない檀那が諸文献に見られたが、そ 悪人と言うべき当初の檀那が、ここに至って、犯行に手を染めたりしない全く悪性のない存在と化したのである。先述通 くなっていることである。「本性猛悪」(『扶桑略記』)などと規定され、その通りすかさず凶行に及んでいた、根っからの 次に注目されるのは、 仏師の殺害に何ら関わることなく悪性が完全に払拭され、さらに言えば、ひたすら観音造立という作善をな 仏師を襲うのが、全くの第三者の「盗人共」(傍点部)であって、檀那(ここでは「女」)ではな

が、完全に消失することになっている。右引部冒頭に「付1賊"除+云1」と記すように、『直談因縁集』は、 とも言えるだろうか。 と規定されていたが、その妻が右の「女」=檀那へと繋がっていったのならば、 国穴太寺観音縁起事』においては、檀那の役割を半ば以上担っていた宮成の妻に悪性は全くなく、それどころか「善女人」 であって、そうした意図からするならば、如上の要素はむしろ、余計な邪魔者でしかなかったのでもあろう。また、『丹波 (一部先引) ところの、賊難を除いてくれる観音の利益を例証する一つの話として、穴太寺の縁起伝承を採用しているの 右のことに伴って、ここまで取り上げてきた縁起伝承の中に見られた、観音の導きによる悪人・檀那の発心という要素 檀那の悪性は自ずと後退することになる 普門品に説く

び付いていることとの関係からすれば、「アラウヤ」は「アナウヤ」の、どこかの段階での誤写でもあろうか。 品に記される、「刀尋段々壊」についての彭城の話では、太刀で斬られようとした彭城の身代りになった観音像が、「アラ のは、そうした事例を背景として挿入されたものだろうか。あるいはまた、「此故"アナウト申也」という名称起源譚に結 イタヤ」(妙法院本)と言った、とする(寛永版本・『観音品直談顕説鈔』「アライタイヤ」)。「アラウヤ」と言ったという さらに、身代りになった観音が「アラウヤ」(傍線部)と言う点も、他に見られない内容である。『法華経直談鈔』普門

寄』) 巻三十「穴憂里」、延慶本『平家物語』(勉誠社刊翻刻) 第六末34「アナウト云所」(『発心集』(新潮日本古典集成) 出『宝物集』「穴憂の観音」、先出『観音利益集』「アナウノ観音」のほか、『寺門高僧記』巻六収載覚忠「三十三所巡礼記 と書いた例、または「アナウ」と読んだ例として早いものに、先引『千載和歌集』所載覚忠歌の詞書「穴うの観音」や先 の「菩提寺。 なお、先の『丹波国穴太寺観音縁起事』は「就寺号雖有子細依事繁且略之」(第 6行) と注しているが、穴太を「穴憂. 字穴憂寺」、同巻四収載行尊「観音霊所三十三所巡礼記」の「菩提寺……穴宇寺」、『歌枕名寄』(『校本謌枕名

富記
、 康富が、その六日前「丹州下向」の「路次」にて詠んだ歌に「さのみ我恋しき時は里の名も人の心もあなうなりけり」(『康 巻七12の対応箇所「穴太と云ふ所」)、など。また、応永二十七年(一四二〇)九月四日に「参詣穴太寺観音堂」した中原 増補史料大成)、穴太寺の三十三所順礼歌に「かかる世に生まれあう身の穴憂やと思はで頼め十声一声」。

『一乗拾玉抄』(臨川書店刊影印)普門品に見える穴太寺縁起伝承もまた、非常に特異である。

されたはずの「景清が首」を見ると、「千手の御頭」であった(幸若『景清』新日本古典文学大系)という、有名な景清の話を ごく簡略な記述で、状況を十分に把握し難い面があるものの、檀那の家に夜討が入り、ちょうど居合わせた仏師の頭を かったものである。なお、 かあるだろうか。ただし、 く認められない。そうした檀那像は、『直談因縁集』以前、『丹波国穴太寺観音縁起事』が重修された宝徳二年に近い頃か 切ったが、実際は観音が身代りになって切られていて、切り落とされたと見られた仏師の頭は実は、 いう内容のようである。先の『直談因縁集』所載話と同様、檀那と無関係の第三者が仏師を襲っていて、檀那に悪性が全 起こっていたことになる。如上の点で共通性を有する『直談因縁集』所載話との間には、連絡し合うところがいくら 物語云。丹波国穴太観音、旦那夜誅入有時、彼観音伐。折節仏師居タックカ出合、夜誅頭被切」也。此頭見観音頭也サス。如語云。丹波国穴太観音、旦那夜誅入有時、彼観音伐。折節仏師居タックカ出合、夜誅頭被切」也。此頭見観音頭也サス。 切り落とされたはずの仏師の頭を見ると観音のそれであったという内容は、六条河原にて処刑 仏師が襲われる場面・状況は、『直談因縁集』にもここまで取り上げた諸伝承にも全く見られな 観音の頭だった、 ع

五 重層する檀那-近世穴太寺縁起の二重構造

想起させるものである。

おける状況について、次に少々眺めておくことにしよう。 それ以前と同様あるいはそれ以上に十全には把握し切れないけれども、近世、主として右の延宝四年の縁起絵巻以降に 向申へき者也

と思われるので、そのように捉えておく。 ているのか何とも決し難いのだが、どちらかと言えばやはり、わざわざ新調した絵巻の方に拠っていると見るのが自然か なった宝徳二年重修の縁起とほとんど全く同文であって、本文・内容がそれらと一致する場合、そのうちいずれと関係し の限りではいずれも、 延宝四年の縁起絵巻の成立以降は、穴太寺にて作成され、 大なり小なりその縁起絵巻の影響下にあるようである。 あるいは穴太寺の側から発信されたと言うべき縁起は、 もっとも、縁起絵巻は先述通り、 その元に 管見

まれる、 例えば、縁起絵巻成って二年後の延宝六年(一六七八)、穴太寺は堺天神で観音の出開帳を行うが、穴太寺文書の中に含 その際の 「奉加帳」(『新修亀岡市史』資料編第二巻所載翻刻)に、

然所に宮成此馬をおしく思ひ、とり返さんがために、 よひ申ゆへ、 我身あんおんにして帰る」といふ。 路のみちにて既に盗人にあへり。されはきうせんにかゝる事もなく、 双のミ有。是よりふしきの思ひをなし、いそき仏師の所に行、「さても道にて何事もなきや」といふ。 を終にいころし、 体を作らしむ。宮成ひさしの葦も馬あり。妻の女房、此馬を引出物にして一礼をなし申所ニ、仏師此馬ニのり帰洛す。(きき)(きき)(きき) 悪を好ミ善心のなき事を、妻の女房是をなけき、寛弘七年かのえいぬの年、 丹波国穴太寺順礼観音二十一番目、堺天神におひてかいちやう仕候。 の御むねにたてり。 造立のためにかいちやう仕候。 我家にかへり馬はむまやにつなき、 其矢をぬくにあとより血なかる。宮成ふしきに思ひ馬屋を見るに、 宮成此事をきゝほつ心をおこし、 一紙半銭の御奉加これあるにをゐてハ、過去帳ニしるし末代迄朝夕御廻 大江山ます井の辺に待請、 本尊の御前にまいり見るに、さきにはなつ所の白羽の矢、 抑此観音と申ハ、宇治の宮成と申人有。 終に仏道に信しゆせり。 財物をうしのふ事もなし。 仏師感世を都より請して金色の聖観音 鳥のしたの白羽の矢をさしはけ仏師 馬ハなくしてたゝわらくつ一 然に今此堂たい 本尊の御かけにより 仏師答て白。 此宫成 はにお

に基づいて、その詞をほぼそのままに圧縮したものと言ってよかろう。 から逸脱する部分はほとんど見られない。そして、実線部a~dは各々、 いの目に付くところも二、三あるものの、 と見える(末尾部に「今此堂たいはにおよひ申」とあるが、穴太寺が延宝四年に火災に遭っていること、 (**59** ← **60** 行、 「其矢をぬくにあとより血なかる」に対して縁起絵巻の対応箇所「其疵より赤血なかれ、御眼より紅涙をおとし給へり」 同文かそれに近くなっている。 縁起絵巻の行数でなく、編末資料Aに翻刻のほぼ同文の宝徳二年縁起の行数、以下同)というように、 全体として、内容も表現も引き継ぐところ大きく、完成したばかりの縁起絵巻 細部に限られており、それら以外は縁起絵巻の内容とほぼ一致していて、それ 縁起絵巻の16~18行、52~59行、61~64行、 先述通り)。波線 73

提山穴太寺本尊御縁紀」) 様の版木が行端の製作以前に存在していたことが窺われる。とすれば、それにも同様に、縁起絵巻に基づく縁起が刻され の居開帳に向けての製作であったに違いない。また、「新調」という言辞からは、そういうものは管見には入らないが、 日間に亘り居開帳の行われたことが穴太寺文書により知られているのであって (『新修亀岡市史』本文編第二巻75頁)、そ 調書」覚) と墨書されているから、文政五年(一八二二)十月に三十三歳で穴太寺住職となった(『穴太寺旧記』収載明治五年「世代 巻に基づいている。 ていた可能性が高いと思われる。さらに、 同様の状況は編末資料C『西国順礼札所二十一番丹波国穴太寺観音畧縁起』(以下『畧縁起』)にも窺え、 「西国第二十一番丹波国穴太寺本尊国宝観世音略縁起」も、 中興八世・行端が、住職就任後間もない文政六年二月に製作したものとわかる。文政六年三月三日から三十五 同略縁起については、穴太寺に版木一枚が伝存、その裏面に「文政六未二月/新調之/八世代/行端 も、それに拠ったらしい、現在、穴太寺にて参詣者に配布されているパンフレットに載る文語体 穴太寺所蔵昭和三十四年作成縁起 右の『畧縁起』とほぼ同文になっており、 (巻子本墨書一軸、 内 題 「西国第二十一番菩 結果的に穴太寺 やはり縁起絵 同

0

と記されたりする、近代になって新たに生じた信仰を反映したかと推測される記事が加えられてもいるが を守らせ玉ふその御誓願なれは」「別しては女人安産の別願なり」と、右『略縁起』を含め近世以前の文献には見出し く、清水谷善照『観音の札所と伝説』(有光社、昭15) 穴太寺条などには「特に当観音は、安産に霊験があるので名高い」 では今も、絵巻に基づいた縁起伝承を広く発信し続けていることになる。ただし、それらの末尾には「別けては女人安産

右の諸縁起の如くほぼ全面的と言い得るほどでなくとも、半ば、あるいは部分的に縁起絵巻に拠っていると見られる穴

編末資料B『西国廿一番 菩提山穴太寺記』は、 奉安諸仏や境内諸堂社に関する諸事項を箇条書きにしたものだが、その

うち「聖観音像」項に

太寺作成の縁起も、

存する。

之」。則追及大江山增井辺、殺世奪馬而帰。宮成後拝像、肩上割切、従其瘡血流、像面流涕。又見彼厩無馬而唯藁沓 村上帝御宇、当国曽我部郷村地景,有宇治宮成者、慳貪無慙也。婦者柔和而慈悲心深、請洛之仏工感世、令彫刻大悲像。 耳。今聞君言、大悲尊代吾難也」。二人執手感嘆、自此為親友盟。于時応和二年也。則宮成随夢告、 已而成、其婦大悦、厚償其価。 双也。大驚使使者馳都見世、世無恙。使者復命、宮成急詣工家備言所以。世曰、「我於大江山逢賊、幸身無恙、 安置此霊像云。 宮成亦引馬与世。世受銭帛帰洛。宮成忽生鄙吝心而言、「我与工価者多。不如殺於路奪 建立一宇於菩提 逃帰家

れる。 と見える。波線部は先掲『元亨釈書』所載縁起記事にほぼ同文が見えており、半ば以上同記事に拠っているものと認めら 釈書』だけでなく、それと併せて縁起絵巻にも依拠したものと言ってよかろう。さらに、右項目の直前、「本尊薬師仏」項 沓一双が残されていた、宮成が夢告を得て観音を安置する、などの縁起絵巻に特徴的な内容と、ほぼ対応している。『元亨 しかし一方、 実線部は各々、妻が宮成と反対に慈悲深い、感世を襲ったのが大江山の特に増井辺であった、 厩に藁

后転号菩提山穴太寺。

る。 やはり若干の相違点を含んでもいる。なお、「本尊薬師仏」条の末尾に「至今寛政辛酉千百九十七年」とあるので、『西国 天下の大疫が薬師造像の機縁となったことや、古麿の殿舎を仏閣にしたことなど、縁起絵巻にもない内容が加わってもい において、文武御宇慶雲年中古麿大臣の開基・薬師造像を記すのも、縁起絵巻の冒頭に特に見られた内容である。ただし、 廿一番 菩提山穴太寺記』は、寛政十三年(一八〇一、享和元)のものと知れる。 あるいは、「一、同聖観音像」条に引かれる「縁起」の内容も、縁起絵巻末尾部に特徴的に見られたものだが、一方で

-師-仏正-観-自-在-大-士也。按」往-牒、慶-雲-二-壬戌-年大-伴宿-称古-麻-呂公創立::一-宇、号::穴-穂-寺;安::薬-師-仏と観音造立の経緯のみに関心を寄せている縁起絵巻などと根本的に異なってもいる。しかし、それでもやはり、「所」安薬 ゚。霊−感無−比。 是_以衆−民皆尊π崇焉。」と、観音の霊験縁起譚の前に、慶雲二年古麻呂による創立・薬師安置を記述する という訳では決してない。また、後半部は、観音造立以降行端に至るまでの簡略な寺歴が中心をなしていて、ほとんど開創 新調された先述編末資料C『西国順礼札所二十一番丹波国穴太寺観音畧縁起』のように基本的に縁起絵巻に基づいている 七)に記したものと知れる(後掲「*中興八世行端による縁起作成プロジェクト」参照)。本書の場合は、同じ行端により された、穴太寺所蔵の仮綴二丁の一冊で、奥書により、先述の略縁起の版木を新調した中興八世行端が天保八年(一八三 また、編末資料D『穴太寺記畧』は、元興寺文化財研究所が調査した際のものらしいラベル「E2-1」が表紙に貼付 縁起絵巻系統の所伝を受け継いでいる面が確かに認められよう。

中興八世行端による縁起作成プロジェクト

『穴太寺記畧』のほかに、同じく「穴太寺記畧」または「菩提寺記畧」と題する、一連の縁起の草稿と言うべきものが、確認して 『穴太寺記畧』を記しているが、後者の状況については、 右に述べた通り中興八世の行端は、文政五年(一八二二)に略縁起の版木を新調し、さらに十五年後の天保八年(一八三七)に いま少し詳細を明らかにすることができる。穴太寺には、先のE2-1

いる限りでは、四点所蔵されている。 E2-1と同じくいずれにもラベルが貼付されており、それに付された記号・番号の順に、E

2-1を含めてそれらの概略を示せば

E 1 「菩提寺記畧」(外題) 未装卷子一巻 奥書「天保八丁酉年九月鶴見伴貞毅謹撰

「穴太寺記畧」(内題) 仮綴二丁 奥書「天保八酉年八月/穴太寺法印釈行端薫浴拝書□○」

E 2 | 1

E 2 1 2 「穴太寺記畧」(内題) 仮綴二丁 奥書「穴太寺法印行端薫浴拝書」

E 2 | 3 仮綴二丁 奥書「鶴見九皐翁伴貞毅薫浴拝撰」

E 30 「穴太寺記畧」(内題) 仮綴二丁 奥書「穴太寺法印〇行端薫浴拝書」

奥書によるに、E2-1・E2-2・E30は行端が記しているが、それ以外のE1とE2-3の二点は、いかなる人物なのか、 鶴

見伴貞毅なる者によって書かれている。後者のうちE1の冒頭に、

後-人易2窺;:二-尊之霊-威? 余_日。夫_記者吾豈_敢。悪_能勝;其任。応;以2固-辞為2分。雖然の師請2焉。何可 2忽-遣_邪毅菩-提-山之寺-主行-端-師、与;余_貞-毅;善。交-騅殆四-十-年云。一-日言2余日。願子為2我記;署穴-太寺_之所;由立、使;2 〇。雖」不一敏請_嘗試記」之。

それと対応して末尾にも、

と記述されており、E2-3にもほぼ同様に見える。これらによって、E1とE2-3は、行端の依頼を受けて、行端と四十年近

い交流があったという鶴見伴貞毅が記したものと判明する。

の痕跡が随所に見られ、それらを比較対照するに、E 2− 2→E30→E 2− 1と推敲されていったことが窺える。さらに、E 2− り、かなりの部分が同文と言い得るものになっている。E1・E2-3は恐らくは、行端が推敲を重ねつつ書いたE2-1・E2 **- 2・E3のいずれかに主に拠りながら、鶴見伴貞毅が著述したものと推測される。行端による三書には、書込み・訂正など推敲** また、「記冊畧穴-太寺_之所…由立こ」した、右の冒頭部と末尾部の中間に位置する本体部分は、先の五点の間でほぼ共通してお

部あたり)と同様のものが書き込まれてもいる。鶴見伴貞毅は基本的に、行端による最終的な草稿E2-1に依拠していたのであ 1の奥書のあとには、「外因乃録穴太寺之所由立之概畧塞責云爾」と、鶴見伴貞毅によるE1あるいはE2-3の右引記事(傍線

ろう。

起を作成しようとするプロジェクトがなされたこと、穴太寺縁起の歴史の中に刻み込んでおかねばならないだろう。 た、ということになろう。その最後のE1だけが巻子本に仕立てられようとしたらしいが、表紙も軸も付けられていない未装 経てE2―1を行端が記したのが天保八年八月、それを受けて鶴見伴貞毅が、E2―3を経て同年翌九月にE1を記すに至っ してしまったのかは、わからない。いずれにせよ、中興八世行端を中心として天保八年に、相当の情熱を傾注して穴太寺の縁 丁の状態のままになっている。これをもとに装丁も整えたものが作成されたのか、それを果せず、この未装のE1までで頓挫 1・E2—1には各々、右引通り奥書に「天保八丁酉年九月」「天保八酉年八月」と見えるから、 鶴見伴貞毅によるE1とE2− 3もまた、推敲の跡から見て、E2− 3→E1という順序で記されたものと思われる。 E2-2から始まりE30 E

み、その本文を () に入れて傍記した。 研究』収載翻刻によって掲げる。なお、同書は、翻刻を載せる上掲書にも言及されないが、叡山文庫双厳院蔵に所蔵され る外題「霊空和尚詩文貼合書」の巻子写本一軸(内1/66)の中に収載されてもおり、上記翻刻と本文が異なる場合にの 延享元年(一七四四)の穴太寺所蔵『丹波州菩提山穴太寺記』の全文を、先掲『西囯三十三所霊場寺院の総合的

余日、「大士既深証』三徳妙体1、即円 現1十界応用1。機縁当μ能感11大士円応1薦#取自己妙体1。蓋是吾人之要務也。宜μヵ カーカー・カンデール コークンデール ア 頃日住持僧行順特登11台嶠、謁2余請曰、「我山及寺嘗皆有2名、而 事11大士。僧所居之院未2有2扁。願 命11 之名1.

也哉」。因併書以遺」之。

延享改元甲子冬十月

前大僧正天台山正覚亮潤撰

ち前半部にのみ縁起らしき記述が見えるが、その中の傍線部が、 容が後半部を占めているのであって、穴太寺と密着した、同寺での作成に準ずるものと捉えてよかろう。そして、 訪ねた際に行順に贈られたものであり、その中で穴太寺に「円応院」の号が付されることになる、 亮潤の撰したものであり、穴太寺で作成されたものというのではないが、右記述によるに、 伝えることなど、 やはり縁起絵巻に特有の内容を備えている。 観音の前に薬師に言及すること、慶雲二年古麻呂創建と 同寺中興四世の行順が亮潤を **亮潤と行順との会話内** 右のう

方、寺外において勧化本などに記述された穴太寺の縁起伝承は、 右のような寺内で作成・発信されたものと違って、

縁起絵巻との関係は希薄である。

天保三年 (一八三二) 版『西国三十三所縁起畧集』(京都大学附属図書館所蔵本) は、

丹波国桑田郡僧家部郷菩提山円応院、俗に穴太寺といふ。本尊は聖観世音ぼさつ也。たんぱのくにくはたのこほりそうがへのきとほだいきんまんおうるん、そく、あなほでら 宇治宮成といふものあり。 邪見無慚にして生死無常のことわりをしらず。その妻なるものは、夫には似もやらで、じゃけんはば 縁起にいはく。 当国僧我部 郷を

像をつくらしむ。 のひとゝなり慈悲忍辱にしてふかく仏法を信心す。頃は応和二年戌のとし、都より仏工観世といふ人をやとひ、此尊のひとゝなり慈悲なくくれます。 後にその像の霊験を感じ出家して、 おのが舎宅をすてゝ寺となせり。 故に菩提山と称すとなむ。釈

宅をすてゝ寺となして、菩提寺と号すといふ。宝物集并縁起雑説によるとなり。た。 書にいはく。……霊場記にいはく。感世宮成共に出家して大悲の尊像をたふとみけり。宮成は家にかへり、514 いま此寺より出す畧縁起にはすこし おのが舎

くたがふところあれど、あまりにくだくくしければ、はぶきて論せず。

٤ いくつかの文献 (実線部など)に拠った記事を列挙している。そのうち「釈書」『元亨釈書』に拠った記事が最も長く

記述の中には、これらのような事例は、管見の限りごく少数しか見られない。 に基づき圧縮している編末資料C『畧縁起』に大変近い記事で全面覆われている場合も見られる。しかし、寺外における 安政四~五年(一八五七~五八)『西国三十三所御詠歌仮名鈔』(和泉影印叢書に翻刻収載)のように、基本的に縁起絵巻 が、宮成とその妻を善悪対照的に登場させる点など、縁起絵巻の系統に立つ内容を備えていること、確かである。 のに拠ったのだろう。今は明確には確定し難い のの、しかし、それについては別に「いま此寺より出す畧縁起」として言及している(波線部)ので、それとは異なるも る葦毛の馬を仏師にあたふ、九月廿三日の暁感世帰洛せむとすとみゆ」「縁起には、さきにあたへしあし毛の馬をうはひか て中心を成しているが、その前に「縁起」が引かれ、また、『元亨釈書』に拠った記事の中にも「縁起には、おのが秘した りぬとみゆ」という割注が加えられている。この「縁起」は、先述の編末資料C『畧縁起』に極めて近いようであるも (「霊場記」は厚誉『観音霊場記』)。ただ、いずれにしてもその 「縁起

地元の享保十四年(一七二九)『盥之魚』下巻(亀岡市立図書館蔵昭和二十四年桂信治郎氏校訂臨写本) が、

は眼清が作といへり。謬なり。始は菩提寺且ツ穴穂寺と釈書に見へたり。 元亨釈書に曰く、六十一代村上天皇応和二年、丹波国桑田之民宮成、京洛の仏工感世をして観音一躯を刻むと。 穴憂又穴雄、今は穴太と書けり。 文字是非

分ゥ難し。……霊験世俗の口号にあきらかなり。長きことゆへ爰に略す。

元禄八年(一六九五)版『七観音三十三身霊験鈔』巻四(京都大学附属図書館所蔵本)が ナリ。嘗テ波州桑田ノ郡ニ宇治宮成-イフ人アリ。エヲ倩テ観世音菩薩ノ像"キザム。乃`成-就ニ宮-成銭帛ヲ以"カッ ^ シックタ゚ダ 本朝工ノ感世ハ、仏像ヲ造テ世ヲ渡゚コトヲ業・ス。常ニ法華経ッ誦ス。又、日日ニ別ニ普門品ヲ誦スルコト三十三−遍った。タシキー

シテ此ヲ奪取゚トモ他人ハ更"知゚ベカラズ」ト。即゚利刄ヲ帯テ追」之。ツイニ大−江山"シテエヲ殺シテ財ヲウバヒトコース」と、

44

盟。ムスビテ親友・ナル。応和二年ノ事ナリ。元亨釈書 ゚エッ斬ニ観音ナンゾ此ッ瘡アルヤ。即ッ使者ヲ都ニ遣シテ密ニ見セシムルニ、工恙ナシ。宮成聞」之驚惋シテ、急*エノサル リカヘル。宮成後ニ新像ヲ拝スルニ、肩ノ上切割タリ。其瘡ヨリ血流゚テ転゚地"凝"。宮成アヤシミオソレテ謂゚^、我 家"到ッウバイトリタル財ヲカヘシ、備ニ所以ッカタリテ罪ッ謝ス。工云ゥ、「我ュ大ー江山゙シテ賊゙逢。ソノトキ財ッウバヽ^ッ゚ッ゚゚

半ばは『元亨釈書』に、半ばは縁起絵巻に拠っていたし、『西国三十三所縁起畧集』は、『元亨釈書』に拠る記事の前に縁 世観音」は、『元亨釈書』とほとんど同文と言っていい記事で大部分を満たしている。 縁起絵巻以前の寛文三年(一六六三)版『観音感通伝』(龍谷大学図書館所蔵本)の巻下も、目録に「新像肩割」と題して 起絵巻の特徴的な内容を備えた「縁起」を引用していたが、これらの場合には、縁起絵巻の影は全く見られない。さらに、 と著録するのは、自ら明かす(各傍線部)通り、主として『元亨釈書』に拠ったものである。宝永三年(一七〇六)版 『元亨釈書』とほぼ完全な同文を載せ、貞享三年(一六八六)版『本朝蒙求』(京都大学文学部図書室所蔵本)巻下18「感 『観音冥応集』(京都大学附属図書館所蔵本)巻十五16などでも同様。先の編末資料B『西国廿一番 菩提山穴太寺記』は、

また、縁起絵巻以前のものだが万治四年(一六六一)版『観音経和談鈔』(京都大学文学部図書室所蔵本)は 十三ぐはんつゝよみしか、ある時たんばの国に宮成と云人、此ぶつしをよびくたして、くはんおんを一たい三十三日 の間につくり出してたまへといへは、そのことくつくり出しぬ。宮成過分にさくれうひきてものを出しけるか、よくの間につくり出してたまへといっている。またなど みやこに眼清と云仏師あり。およそびしゆかつまにもおとらさるほとの上手也。此ぶつしまい曰くはんおんぎやう三 へる所をうちころして、ことくへくはきとり家にかへりぬ。そのゝちつたへきけは、このぶつしつゝかなくみやこに **く**〜おもへは、おくりしひきて物おしくなりて、とりかへさんとおもひ、大江山のふもとにまちうけて、ぶつしのか

ありて仏をつくると云。 んにおほくのきすあり。ことに脇よりうみしるなかれ出ぬ。……先非をくひてほつしんしゆつけして、わかいゑを寺 としぼだいじとなつけ、此くはんおんをあんちせり。これをたんばのゆるだのくはんおんと申也 みやなりこれを聞、ふしきにおもひ、ぢぶつだうへゆきてみれは、わかつくらせしくはんお

宝永二年(一七〇五)版『観音霊験記真鈔』(東海学園女子短大哲誠文庫蔵本国文学研究資料館マイクロフイルム) 往昔応和二年ニ京都ニ眼清ト云ヘル仏師アリ。……其後チ人ノ言ニハ、此仏師恙ナク京都ニ帰リ居テ仏ケヲ作レリソカポップウ 汁ナガレ出タリ。 宮成コレヲ聞テ不思議ニ思、持仏堂ヘユキテ見レバ、我ガ作ラセタル観音ノ像ニ多クノ疵アリテ、殊ニ脇ヨリ膿った。 是ハイカナル事ゾト云フニ、此ノ仏師毎日観音経三十三巻宛誦 ム故ナリ。 此時宮成忽チ道心ヲ発シ は

天保四年(一八三三)版『観音経和談鈔図会』(稿者架蔵本)は、

出家シテ、家ヲ捨テ寺ト作テ菩提寺ト号シ、今ノ観音菩薩ヲ安置スルト云云。

且尊像の新たなるに発心出家して、かられん ふに、其ことく作りあたへしかば、宮成よろこびて、作料其ほか引手ものをあたへ帰しけるが、 を見るに、この頃作りし観世音の御身にあまたの刀疵をうけ居させ玉ひけり。こゝに於て宮成眼清もうたがひとけ、 むかし都に眼清といふ仏師あり。 あるとき丹波の国に宮成といふ人、 毘首羯磨にもおとらざる程の上手なり。 わが家を寺となし、 此仏師をよび下して観音を一体、 則ち此尊体を安置したてまつりけり。これを丹波のゆるたのりち此尊体を安置したてまつりけり。これを丹波のゆるたの この仏師毎日観音経を三十三返づゝよみ 日かず三十三日の間につくりあたへよと乞 宮成か下人、眼清が

もかく同書に依拠した面があるに違いない。 前二者はほぼ全体が、最後のは首尾の各実線部あたり特に、寛永版本『法華経直談鈔』に近く、直接か否かはと 一方、 縁起絵巻あるいは宝徳二年縁起に殊更拠ったことを窺わせる記事は

今の穴太寺の本尊これなり。

全般的に『法華経直談鈔』に近似する。 七一六) 所蔵本) 霊験記』 いずれにも特別見られない。『駒澤短大国文』16に翻刻が収載される貞享四年(一六八七)版松誉『西国洛陽三十三所観音 版『三十三所観音道場偈賛』(大谷大学図書館所蔵本)の所伝も、「脇-間有||瘢-痍||而膿血流-出」などとあって、 も右の『観音経和談鈔図会』と、ほぼ同文を載せていて、やはり縁起絵巻の形跡は認められない。享保元年 同じ著者の右『観音霊験記真鈔』と、嘉永元年(一八四八)版『西国順礼歌諺註図会』(東京大学附属図書館

立総合資料館所蔵天保四年後刷本)や『西国三十三所観音霊場記図会』(京都府立総合資料館所蔵本)巻四などが記載する 縁起伝承にも、 その他、『元亨釈書』と『法華経直談鈔』を合せたような内容の享保十二年(一七二七)版厚誉『観音霊場記』(京都府 縁起絵巻系の要素は見難い。

響下にあるのに対して、一方、穴太寺縁起伝承を寺外で記述したものには、 影響された面が見られない。近世穴太寺縁起は、そういう意味での言わば二重構造を示しているのである。 このように、近世穴太寺縁起の状況を窺うに、穴太寺にて作成・発信されたものは大なり小なり延宝四年縁起絵巻の影 一部を除いて縁起絵巻または宝徳二年縁起に

寺ニ恵心ノ直作ノ仏トテ、公郷ノ筆ヲタノミ縁起ナドモ殊勝ラシク作リタルカ……」に始まる一件が著録されているが、また、 チャサウゥ 持つ重宝となったに相違なく、同縁起絵巻成立以降に同寺にて作成・発信された縁起が、右の通り、 太寺住持行広所望」により「二品親王」が「染筆」した狩野永納画の延宝四年縁起絵巻も、穴太寺にとって大きな意味を か依拠することになるのは、至極当然のことであろう。 「公郷ノ筆ヲタノミ」「殊勝ラシク」作ったような「縁起」は、一つの権威として寺院において重視されたに違いない。「穴 例えば、元禄四年(一六九一)版『本朝俗談正誤』(京都大学文学部図書室所蔵本)巻中37に、「此近年、 その縁起絵巻に何ら アル名タカキ

寺外においては多く、『元亨釈書』や『法華経直談鈔』に基づいていて縁起絵巻に拠っていないのだが、 しかし、

三十三所御詠歌仮名鈔』と同様、基本的に縁起絵巻に基づき圧縮している編末資料C『畧縁起』に大変近い記事で全面覆っ 詠歌仮名鈔』において見られた。さらに、その後も、明治二十六年、勝沼武一編集・発行の『西国観音縁起集』が、『西国 が、先述通り、 だからといって寺外ではそれが拒否されていたというわけではないようである。近世穴太寺縁起全体の中で見れば少数だ ている。 和六十一年のフジタ編集部編『観音霊場 西国三十三所の昔話』(株式会社フジタ)も、縁起絵巻系統の伝承内容を記述し ているのを始めとして、大正四年の『京都府誌』上「穴太寺」条や昭和十五年の先掲清水谷善照『観音の札所と伝説』、 幕末頃以降には、 幕末あるいはその近くには、縁起絵巻の系統を引く記述が、『西国三十三所縁起畧集』や『西国三十三所御 寺外においても縁起絵巻系の伝承内容が普及していったようである。 昭

いう、 と、そうではない、『元亨釈書』や『法華経直談鈔』と同様に、宮成自身が檀那となる場合と、 るまでに一定の時間を要したこと、それが、近世穴太寺縁起の状況に二重構造を齎すことになった、と言ってよかろう。 檀那をめぐる状況を、近世穴太寺縁起は呈していることにもなる。 それに伴い結果として、延宝四年縁起絵巻と同じく宮成の善良な妻の方が半ば以上檀那の役割を担っている場合 延宝四年に成立した縁起絵巻が穴太寺にとって圧倒的重みを持ちつつも、それが寺外に発信されて定着・普及す 主に両者が重層していると

八(長者化する檀那――近世穴太寺縁起と長者伝説・試観音縁起

近世になると、 められる。 記述されたのが穴太寺内であれ寺外であれ、 前代の檀那像を重層的に継承するだけでなく、近世にはまた新たな檀那像が出現してくる点、特に注目される。 檀那 宮成を長者とするものが、次の如く少なからず見られるようになるのである。 縁起絵巻以降の近世穴太寺縁起には、いくつか注目される変容・ 展開も認

(『元亨釈書便蒙』巻十七「宇治宮成」注、 亀岡市文化資料館第四回企画展図録 。 62 62 所載瑞巌寺蔵版本影印)

村上天皇御宇宮成長者建立

(元文三年奥書『改正西国順礼道中記』〈京都大学附属図書館所蔵写本〉)

応和二 (弐) 年宮成長者建立

(安永二年版『西国略打順礼記』〈舞鶴西図書館蔵本国文学研究資料館マイクロフィルム〉、寛政三年版『西国順

細見記』〈国文東方仏教叢書〉、文政八年版『西国巡礼細見大全』〈稿者架蔵本〉)

〔編末資料D『穴太寺記畧』E2─−1)

また、「長者」とは記されないが

(『西国三十三所観音霊場記図会』巻四)

Ŕ 同様の事例と言えよう。「身不合だ可与*物無`」という先引『今昔物語集』の場合とは対照的な檀那像が、 近世になっ

て縁起伝承の中にかなり定着していったようである。

が同村に所在する点に引き付けられた結果のものかと見られようが、『元亨釈書便蒙』『西国廿一番 菩提山穴太寺記』が のうち『西国三十三所観音霊場記図会』や『西国順礼三拾三所普陀洛伝記』が、宮成の居所を穴太村とするのは、 桑田郡曽我部郷に宇治宮成といふものあり」(編末資料A『丹波国穴太寺観音縁起事』) と比べてより詳細に記されている 河 注意される。 (II) 右引記事のうち波線部には、宮成の居所が、従来の「丹波国桑田郡宇治宿禰宮成」(先引『扶桑略記』) 上村」、『穴太寺記畧』が「南條」とする点、特に気に掛かる。「河 その他、編末資料B『西国廿一番 菩提山穴太寺記』にも「当国曽我部郷 タセスリト 有宇治宮成者」。 川 上村」は南條・西條・重利から成って 「丹波国 それら 穴太寺

智逢が著し、 正徳五年 (一七一五)、 通り穴太寺にて作成されたものであって、それら地理的状況に通じていたのは当然であるが、さらに、『元亨釈書便蒙』も、 伸びた道を七百m いたようである $\widehat{\mathbb{II}}$ 上村」は、 同三世・幹山師貞が補修したものであるから、穴太寺周辺の地理・事情に明るかったに違いない。 (『京都府南桑田郡誌』等参照) 穴太村の南方にあって同村と隣接していた。 ほど進んだあたりを中心とする地域である。『西国廿一番 菩提山穴太寺記』や『穴太寺記畧』は、 現在も亀岡市に所在していて穴太寺からさほど離れていない地点にあった瑞巌寺の中興二世・弦外 から、それらは同じ地点を指し示しているらしい。「南條」を含む 地名「南条」は今も存し、穴太寺の山門からまっすぐ南に 先述

巻二南桑田郡「穴太寺」条に「寺伝ニ云フ、宇治長者宮成ニ出ダスハ驕奢非道ナルニ」と記すと共に、 宮成の居所についてのこれら記事と対応するように、大正年間の北村龍象『丹波誌』(北村龍象先生喜寿会、 宮成長者ノ遺迹トテ僅少ナル庭園池泉アリ。夫レサヘ今ハ大耳其ノ□ノミトナレリ。明治初年ニハ、二間四方ノ石垣 地アリテ、長者ノ遺影僅々存在ス。穴太ノ記録ニ由レバ、村上天皇御宇時代ノ人ニシテ、宇治城宮成ト名乗リタリ。 ヲ環ラセテ瀦水シ、中央ニ数石ヲ累畳シテ嶋嶼ノ形ヲ為セシガ、今ハ夫レサヘ崩壊ニ委セリ。寺村ノ方ニ門裏ト呼ブ 同「南條」条には は

ノ所ハ其ノ本邸アリタル地ト云フ。

成の居所についての先引諸文献の所説は、単に文献上のものなのではなくて、実際地に根付いていたことが窺われる。 副住職穴穂行仁師御教示)。 資料編第四巻62頁) と、「南條」に実際あったという「宮成長者ノ遺迹」について記録している。また、穴太寺の現境内には、「宇治宮成墓 とに移し と称する「石造物の屋根」があり、 (南条屋敷在住澤清氏御教示)、さらに最近になって穴太寺の境内に移転したもののようである が、それも、 あるいは、関係するところあろうか、南条内には現在も、「屋敷」という小字名が見られる。 もともと七十年程前までには南条村の外れにあったのを、同じ南条村の後出晴明寺のも 「その寄棟の造りは古風で、 鎌倉時代を下らないであろう」とされる (JT新修亀岡市史) (澤清氏·穴太寺 宮

條村売主/常左衛門(澤家祖先)」と「庄屋/定八」の下にそれぞれ、捺されていたりするので、およそその頃のものと推 だ興味深い。未装丁の巻子一軸に墨書されたもので、外題なく、内題「由来書」。奥書など見られず、いつの時点のものか 測される(以上、澤常夫氏の御教示あって確認・推測し得たことである)。その点、墨痕などから受ける印象とも合致す 年(一七七九)や寛政十一年(一七九九)の文書に各々二種共に、例えば後者の場合、末尾に列挙された署名のうち「南 詳細はわからないけれども、末尾に見える二種の黒印と同じものが、澤家に所蔵される多くの近世文書類のうち、安永八 條村の庄屋を務めた澤家(曽我部町南条屋敷)には、その試観音の縁起と言うべき側面を備えた文献が伝来していて、甚 いる、と記す。実際、現在も曽我部町南條屋敷に浄土宗寺院の晴明寺があり、「試観音」を祀る堂が建っている。そして、南 と見られ、感世が穴太寺の観音像を造立する際、試みに一体作った、その「試之大-士」が今も南條の清明寺に安置されて 初感-世作→大-士之日、 作→一-像。試;|其像。今猶安;|于南-條清-明-寺。○日;|試之大-士。メ リー リー は(*) ルー リーム リリー 其像帽存シテ (朱) 世-俗是ヲ トー・

三歳を一期して命終>葬る所を伝て、道成塚といふ。嫡子宮成ハ<天禄元午年出生>生得悪念強きを、妻 謂八幡宮なり。外堀垣の内釘貫門弓場、北の方は惣堀なり。宇治宮門道成と申者へ延長弐申年出生。寛弘三午年八十 信心を凝し侍り。 抑丹州桑田郡川上村 損)夫の悪心を善心に飄さんと、寛弘の比、都より感世といふ仏工を招き、観音薩埵の尊像を彫刻し、夫にすゝめ共々 の鋪地、東西三丁南北四丁也。東の方金蔵十ケ所ならひに金銀取継場所、西の方ハ馬場筋、 此尊像を試の観音として、 八幡宮五尺六尺社観音 |堂□□道成塚□延長| (欠損)之頃、曽我部の郷宇治宮門道成と云ふ富家 重て観音一体を刻ませ、堂を建、安置す。今の穴太寺の本尊、 南の方ハ其家主の鎮守所 西国廿一

る。全文左の通り。なお、< >内は、割注部分。

奉り、 番 壱間四面の庵りを結ひ、 試 に其かたへ退去し侍り。 射場に堀池と申伝へも、 し<今は御領地と成れ共、 の観音を安置し奉り、 の順礼観音是也。 則 晴明寺の支配なりと云々。 我か像も刻み穴太寺に納め、 其ゆかりを残せり。正保元申年、宗門ハ浄土、 元を慕て名のみ残れり>、住馴し所の住居なりかたく、 昼夜愉悦す。 妻はせんかたなく尼となり、妙知と号し、川上村の晴明庵の辺りに弐間四方の堂を建て、彼の 八幡社・観音堂・道上塚残りて御除地なり。其地面友令継、 〇〇 [陽刻円形黒印二種] 念仏し終リぬ。此晴明庵ハ、天元の頃、 実に慇懃なれとも、 宿業の深きか、 遍照山晴明寺と改め、 安倍晴明暫く此所に住せ玉ふニよつて、 紀州日高郡吉田郷に所縁を求メ、終 果報の限りか、 馬場筋・外堀・垣ノ内・釘貫 妙知堂試の観音と崇め 家屋敷とも沽却

崇め支配するに至った経緯とを記す。穴太寺観音の前にまず試みの観音が造立され、主に長者宮成の妻の働きによってそ れが晴明寺に安置されることになったという伝承が、恐らくは十八世紀には行われていたのであって、『穴太寺記畧』先引 明が結んだという、その晴明庵の由来と、同庵が正保元年(一六四四)に晴明寺となり、 となり妙知と号し、 太寺観音を造立したという。そのあとは、宮成の没落を記したうえで、その妻そして試みの観音の行末について、 の嫡子宮成の生来の悪心を翻そうと、寛弘(一〇〇四~一二)の頃に妻が都から仏工を招き、まず「試の観音」、 末尾部記事は、 最初に、 宇治宮門道成という富家の広大な敷地について記述しうえで、試みの観音と穴太寺観音の造立を物語る。 それを取り入れたものに違いない。 晴明庵の辺に堂を建て観音を安置した、と伝える。 最後には、天元(九七八~九八三)の頃に安倍晴 右の堂を「妙知堂試の観音」と 次いで穴 妻は尼 道成

れるように思われる。 にして読み取れるかと思われるもの)「道成塚」が、冒頭部にまず列挙されていることになり、この『由来書』 右の 『由来書』には冒頭部に欠損が見られる そうだとすれば、「丹州桑田郡川上村」にあったらしい三所、「八幡宮」「観音堂」 部分) が、 僅かに残された墨痕から、 その中に 「道成塚」 (「堂」 は上と同様 は基本的 が読 み取

今は 長者(没落)伝説や穴太寺観音縁起、晴明寺縁起をも含み込んでいるのである。 たものなのであろう。ただ、その三所の中では、観音堂つまりは試みの観音の由来が中心となっており、さらに、そこに ただし「道上塚」とあるが)。『由来書』は、そうした特別な意味を持つ三所の由来を、 それらの由来を説くことを目的としたものであったかと見られる。後の割注部分において、宮成の家屋敷が沽却 「御領地」(恐らくは亀山藩領)となっているが、滅びずに残った右三所は、 「御除地」 であると注されている 川上村の村方において作成し

が、 髙郡吉田郷という退去先も明示されている。先引近世諸文献には宮成長者についてごく簡単にしか記されていなかった 成塚」が、 られた地という「道成塚」がそもそも、右の通り、本書がその由来を説くべき三所の一つであるかと見られる(この 正期の先引『丹波誌』に記録された「宮成長者ノ遺迹」の有様と対応しているようである(『由来書』「宇治宮門道成」 登場していて、割注においてはその生没年も明記されている(宮成については生年のみ)点であろう。しかも、 『丹波誌』「宇治城宮成」も対応するか)。また、特に目立つのは、先の諸文献には見えなかった、宮成の父である道成! 長者伝説について言えば、先に触れた通りまずその広大な敷地の様子がかなり詳細に記されているが、その 本『由来書』によって、 現在穴太寺境内にある先述の「宇治宮成墓」へと変じたのだろうか)。さらに、没落伝説を伴っており、 長者伝説が地域の中で随分具体的で豊かな内容を持って伝承されていたことが窺われる。 それが葬 部は、大 道

起は、 縁起事』宝徳二年縁起・延宝四年縁起絵巻の内容と特に共通するであろう。 き」宮成を改心させようと、妻が都の仏師を招き造立したものだとする点、微細な差異も見られるが、『丹波国穴太寺観音 いないと先節に述べたが、この場合は寺外であると言っても穴太寺のすぐ近くにて伝承されたものであって、 由来書』の説く試みの観音の縁起が、穴太寺観音の縁起伝承を踏まえたものであること、明らかである。 どの程度かはともかく縁起絵巻に基づいたものになっているのに対して、 近世において穴太寺にて作成・発信された縁 寺外では時代が下る以前にはそうなって 「生得悪念強 新たに成っ

なく「我か像も刻み穴太寺に納め」たと記すが、それに相当するものか否か、実際、 になって妙知と名乗ったという、ここまで見てきた諸文献いずれにも見えない事項が盛られてもいる。 ものが本堂に安置されている 起絵巻系のあり方を延伸・展開させたように、長者没落後の試みの観音の行末においても妻が重大な働きをしており、 た縁起絵巻の内容がそこに取り込まれていたとしても何ら不自然ではないだろう。また、 (副住職穴穂行仁師御教示)。 穴太寺には現在、 妻が特に大きな役割を演じる縁 なお、 宮成像と称される 観音だけで

化し、 生縁起、 うえで一つ注目しておいていい事項であるに違いなかろうし、と同時にそれは、広く寺院縁起と在地伝説との関係や、 れていた状況の、飽くまで一端に過ぎないけれど、長者伝説や試観音縁起との結合は、 及するものが現れたりもした、というように考えることができようか。いずれにしても、穴太寺縁起が近世において置 ついての記述の中で宮成を長者とするものがかなり見られたり、先引『穴太寺記畧』のように末尾部に試観音について言 試観音の縁起が生み出されもし、今度はそれらが穴太寺縁起の中に言わば逆輸入され、本節冒頭に挙げたように穴太寺に 以上のことから、例えば、穴太寺の縁起伝承から抜け出した宮成が、川上村あるいは南條という近接地域において長者 その長者伝説が相当に豊かに醸成されていくと共に、その中から、 試みの仏像の伝承の問題などを考えるうえで、興味深い一事例ともなるだろう。 穴太寺縁起伝承の派生形とも言うべき晴明寺の 同縁起が辿ってきた道を跡付ける 派

丹波の穴穂の百姓大富貴者にて有ながら、至てしはく、たんは、ない。しょうょうま 生れ付たるはなはだ吝きものなるに」と紹介するように、 のではと思われる。例えば編末資料E『西国順礼三拾三所普陀洛伝記』が冒頭に、宮成について「扨宇治の宮成といふ者」のではと思われる。例えば編末資料E『西国順礼三拾三所普陀洛伝記』が冒頭に、宮成について「扨宇治の宮成といふ者 でなく仏師に与えた謝礼がその後の生活をも脅かすほどであるなら、それを奪い返したいと欲するのもある程度理解 ところで、宮成が富貴な長者ということになれば、穴太寺縁起の中での彼の悪性がより一層高まることになりかねない 人にとては終に物をやりたる事なく、 富貴であることと悋気であることとが対比されて、決して豊か 人の物はほしく、 幼少より

とって、 非道の宮成」と述べているし、 陀洛伝記』は、「沢山に有金銀なれば御礼として金子三拾両を取出し感世に遣しければ」という説明を加え、そして、常代のです。 るけれども、 突っ張ったとんでもない悪人だ、というような理解がなされてもおかしくないだろうから。 宮成を改心させた観音の導きの偉大さも高まることになるのであって、 宮成の長者化は決して都合の悪いことではなかったかとも思われる。 富貴な長者が、彼にとっては何ほどでもないはずの仏師への謝礼を惜しんで奪い返すとは、 先引『丹波誌』も「驕奢非道ナルニ」と記していた。 観音の霊験を鼓吹しようとする穴太寺縁起に 無論、 その悪性が高まれば高まるほ 右の 『西国順礼三拾三所普 余りにも欲の皮

ているかというと、 しかしながら、近世の穴太寺縁起伝承においては、宮成を長者化するなどして、その悪性を増す傾向が、 本願宇治宮成は丹波の国桑田郡穴太村の大富家にて、常に観世音を信心の人なり。其ころ都に名を得し仏工眼清といまえばならちのまやなり。また。また。なら、またいかんせに 銀を持かへるを見て、ひそかに大江山の麓に忍び居て、眼清をうち殺して金をうばひとり行方しれず。宮成これをぐ、ササ にくだり大悲の像をつくり、猶々普門品数十へんをとなへつゝ、三十三日にしてことに微妙の御尊像出来させ玉ふ。 法華経を読誦 へる者あり。是を丹波のくにへよび下し観世音の像をつくらしむ。此仏師眼清は、大悲に誓願をふかくたのみ、ま。またのなが、たまない。 きゝ大に驚き、早速都へ人をのぼせ眼清のあんひを問しむるに、いさゝか途中にてさはりなしとて、 の刃きずつきたり。さては此尊像の眼清が身にかはり玉ふなるべしとはじめてさとり、***** して居たりしが、 し、其中にも普門品をよむこと、朝暮に三十三べんを怠る事なし。 必ずしもそうではない。例えば享和三年(一八〇三)版『西国三十三所観音霊場記図会』巻四の場合、 使の赴をきゝて大におどろき、是も使とともに丹波へいたる。道々もまがふ方なきとりさたなりけっぱくももま この者、宇治宮成にたのまれ、 霊験の新たなるに仏果を得なが、 我家にて細工なな。 眼清が夥しき金 特に強くなっ 常るに 丹波

する。 れるのは、 と穴太寺縁起が記述され、 やそれとほぼ同文を載せる『西国順礼歌諺註図会』にも見られるところである。 那が造型されたことになる。長者化したり観音信者という設定がなされたりはしていないが、宮成ではなくてその下人が ない筋書になっているのである。近世になって、『一乗拾玉抄』や『直談因縁集』とはまた異なる形で、全く善人である檀 宮成を善く作り替へたもの」(先掲尾崎久彌『三つの絵巻』)で、長者化しながらも、宮成自身が悪性を帯びることの全然 宮成は全く無関係というわけでなく下人に対する管理責任が問われるところかもしれないが、その点を除けば「すつかり ことを知っていたからこその襲撃ということになり、仏師が襲撃されることに一定の必然性が齎らされることになろう)、 の設定はなされていたが、宮成を当初からの熱心な観音信者と明確に位置付けた事例は見出し難い。そして、 な観音信者であったという設定になっている。E**2—1**『穴太寺記畧』(編末資料D) なども、長年観音を敬仰していたと 仏師を襲うという筋書は、 して襲わせたというのでもない、専ら下人による単独犯行である。ただ、前々節に見た『一乗拾玉抄』『直談因縁集』が 「夜誅」「盗人共」の犯行とするのと違って(夜誅や盗人でなく宮成の下人であれば、仏師が多くの金銀を持って帰京する しかし、中世以前の穴太寺縁起伝承においては、先に見た通り、感世あるいは宮成の妻が熱心な観音信者であると 宮成たゞちに発心剃髪し、我家を寺となし此霊尊を安置したてまつり、菩提寺と号く。今の穴穂寺の本尊これなり。 仏師を襲うのが、宮成ではなくて「宮成が下人」であることである。『今昔物語集』所載話のように宮成が依頼 宮成は 首尾基本的に『法華経直談鈔』に基づくものとして先に挙げた『観音経和談鈔図会』 「大冨家」とされるが、 一方、続いて「常に観世音を信心の人なり」と、 最初から熱心 特に注目さ (波線部)

強欲非道の宮成」から、 近世においても大きく揺らいでいたようである。 ...右の如く全く悪性を帯びることのない、 元からの熱心な観音信者である宮成まで、 檀那·宫成

その他、 穴太寺縁起伝承を載せる近世の文献で、 未刊ながら特徴的な内容を備えたものとして、 寛延二年 (一七四八)

料F『西国三十三所霊場記』とが、管見にはいった。共に、 の法談説法のあらましを記したという編末資料E『西国順礼三拾三所普陀洛伝記』と、天保六年(一八三五)写の編末資の法談説法のあらましを記したという編末資料E『西国順礼三拾三所普陀洛伝記』と、天保六年(一八三五)写の編末資 かなり叙述が詳細になり長編化している。

を思い遣り感世の様子を見に行く、 されていることのほか、 宮成の娘が登場、 んで本堂を建立、 前者の場合、 造仏代金をめぐって「タカぐ〜五両カ八両ト思シ処ニ、小判卅両ノ刻料ナリ。 宮成の妻が縁起絵巻などと同じく登場するものの、それと違って傍観者的な脇役と化し、それに対して、 観音を安置する、といった内容・展開を見せていること、 観音造立の契機を齎すなど大変大きな役割を演じている。 感世を襲って帰宅後すぐ、 感世が襲われた時に一人の出家が出現して助ける、 観音の姿を見るまでもなく、宮成が善心を起こして後悔、 特徴的である。 娘の登場した事例は他に見出し難い。 …」と、実際の具体的な記述がな 宮成と感世と両家の家財を打ち込 感世 後者の の 遺

穴太寺縁起伝承の長い歴史の中から浮き出た異色の一齣として、注意しておいてよかろう。

*観音の傷

事は、 流 語『伝ヒットヤ」と記すように、傷跡の存在は、身代り・代受苦の証として、そして、広大な利益を齎す霊像であることの証として、 永らく喧伝され、 れ続けていて、 観音の傷について、『今昔物語集』では「其観音〉御箭〉跡、于今開゛不塞゛。人皆参゛此レゥ礼˙奉\セ」と記されている。 先世の証拠として、邪見の者にしめし玉はんとの御方便、御済度の為也」とある。すっと後世になっても傷が癒えず今尚血がいる。 雷によって倒れた柱に身代りになって当たった話、『今昔物語集』巻六14も「皆、 人々の注視を受けることになるだろう。編末資料E『西国順礼三拾三所普陀洛伝記』の編末引用部分の少し後に、 開帳の際には絹で拭い取っている、と説かれた事例も見られるのである。 其/寺"参"仏'御痕"見"礼拝、恭敬、奉サビート

方、 可能性としては十分考えられよう。例えば、穴太寺と同じ亀岡市内に所在する独鈷投山千手寺には、その本尊観音について そもそも、 右引『今昔物語集』が伝えるような、像にあった実際の傷の存在が、穴太寺縁起伝承誕生の一つの契機となった

た伝説ということもできる」(『新修亀岡市史』本文編第一巻46頁)と説かれている。 れた瞳が剥落したのではないかという。本尊の左目がこうなったのがいつかはわからないが、この話は本尊の左目の由来を説明し を拝見すると、左目は瞳がなく白くなっている。これも加須屋委員の教示によれば、玉眼が動いて瞳がずれたか、または玉眼に描 左目に矢を射られる話が伝わっているが(『桑下槾録』所引『独鈷投山千手寺略縁起』)、これに関して「実際に現在の千手寺の本尊

資料館特別展図録 を後世、 音像をみると胸の一部に凹所があり『扶桑略記』の通りになっているのは興味深い。真偽の程はわからないがおそらく、この観音像 それより年代的に古い法華験記が、刀剣の傷を負はれたと記してゐるが、法華験記の説が事実と稍異つた伝を録してゐる証左とも云 あとが痛ましく残つてゐて、往時の霊験を今に物語つてゐる。扶桑略記、穴太寺縁起が共に征矢に当らせられたとするのに対して 現在直接見ることができないし、写真によって判定することは困難である。さらに、盗難前の調査記録も、「左肩の上部には矢鏃の るが、それはなかなか難しい。今に伝わる穴太寺の観音像が伝承誕生時そのままであるとしても、そもそも同像は盗難に遭っていて 機となったとするならば、その像に残されている実際の傷痕を確認することによって、いずれが当初のものか特定できそうに思われ また、後世のものでも、『観音利益集』は頸に矢傷、『法華経直談鈔』は右脇中心に多くの傷、 の『法華験記』の所伝は、 で概ね一致しているのは、 宮成が射たといわれる矢のキズがあざやかに刻み込まれていた」(吉田證編『丹波路―史蹟と伝説―』(日本科学社、昭3)、「実際観 |やう」 (先出『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第十七冊、 傷の場所・種類は、諸伝承により様々。早い段階の『扶桑略記』は胸に矢傷、彰考館本を除く『法華験記』は肩に切傷であった。 合理的に説明したものと思われる」(『亀岡市史』上巻、昭3)、「右肩に矢疵跡を遺す本像の制作」(先出京都府立丹後郷土 『観音信仰と社寺参詣』、 注目される。右引波線部のようなこと――『扶桑略記』や彰考館本『法華験記』に比して、 観音像の実際の傷の状態と隔たっていて、本来的なものでない――が、言えるだろうか。 昭 60 盗難後?)と、必ずしも一定していない。ただ、これら実見記録が矢傷という点 昭12)、「本堂の奥深く納まっている本尊(国宝) 等。 仮に像にあった傷が伝承誕生の契 の左の胸には、 彰考館本以外

うか)を一つ中心に追いながら、さらには、それを包含した縁起全体の揺らぎをも視野に入れつつ、概ね時間の流れに沿っ 的な傾向としても大まかには、穴太寺観音造立に当った檀那を、より善人化し浄化しようとする動きが見られると言えよ て穴太寺の縁起伝承を後世に至るまで、あれこれ眺めてきた。 猛悪の檀那から善女人あるいは長者の檀那まで、揺らいで止まない檀那の姿(その時々において随所に、 あるいは総体

もいる。後者については、右穴穂師の文章を承けたものか、平幡良雄『西国観音巡礼―千余年の信仰にささえられて―』 見難い、穴太寺観音についての安産の利益が記述されていたし、また、 うしたことも、何であれ寺社縁起を取り扱うに際しては、いくらかでも念頭に置いておきたく思う。 違うだろうが、 い人でしたが、妙智は信仰心が篤く」と、宮成の妻に、先引澤家所蔵『由来書』にのみ見えた「妙知」の名が与えられて 昭6)に収載される穴太寺住職穴穂行弘師「身代り観音のこと」には、「宇治宮成の妻妙智」「宮成は悪徳官吏で評判の悪 (満願寺教化部、改訂再版、平16)も「妻・妙智」と記す。縁起の揺らぎは、決して過去のものではない。 先に触れたように、昭和三十四年作成縁起や現在のパンフレットに載る縁起には、近世以前の穴太寺観音関係文献には 我々もまた、縁起の揺らぎに立ち会っているのである。それは穴太寺縁起に特殊なことではあり得ず、そ 西国札所会『西国三十三所観音巡礼』(朱鷺書房、 無論状況は種

注

- (1) 足利健亮「老ノ坂と古道」(村井康彦編『京都・大枝の歴史と文化』思文閣出版、平3) や『新修亀岡市史』本文編第一巻 7) 第四章第五節 「古山陰道の変遷」。 伞
- (2) 林屋辰三郎・上田正昭編『篠村史』(昭36)「大江山の盗賊」や『亀岡市史』中巻(昭40) 第二章第5節「大江山(大枝山)と

盗賊」、瀧浪貞子「国境の里」(注1村井編著)、永光尚「峠雑考 老の坂峠」(『丹波史談』平成5―特)。

- (3)大曾根章介『日本漢文学論集』第三巻(汲古書院、平11)や千本英史『験記文学の研究』(勉誠出版、平11)参照
- (4) 同題の口頭発表が、仏教文学会支部例会(平成十六年十二月四日、於大東文化大学)にてなされたようであるが 内)、拝聴し得ていない。 (同学会案
- (5)泣不動の流す淚に、病悩苦痛の淚と哀憐感動の淚と二種あること、拙稿「不動の淚—泣不動説話微考—」(『国語国文』65—4、 平8) にて論じた。
- (6) この点について、早くには『京都府史蹟名勝天然紀然物調査報告』第十七冊が、「郡司は差しての悪人ではなく、最初は心よ 略に言及している。 り造仏を欲したのであるが、禄として仏師に与へた馬が後から恋しくなり、遂に罪を犯すと云ふ風に説かれてゐる」と、ごく簡
- (7)『法華験記』の影響を最も受けたものと考えられると、福井毅「中世霊験説話伝承覚書―霊験のあかしとその話形の混淆―」 (『皇学館大学紀要』20、昭57) に指摘されている。
- (8) 藤澤隆子「西国三十三所札所の本尊」(後掲『西国三十三所霊場寺院の総合的研究』)は、寺院本尊と札所本尊との異なる例の つとして、穴太寺の薬師と観音を挙げている。
- (9)『三外往生記』(日本思想大系) 30において、「丹波国穴緒寺住僧」が、叡山飯室谷の永覚を迎えに行く観音がしばらく穴太寺 に止まった、という夢を見たと伝えるのは、穴太寺が早くから天台と関係を持っていたことを示唆しているだろうか。
- (1) 穴太寺に所蔵される『穴太寺における版木・納札の基礎調査』(元興寺文化財研究所、昭62、未公刊)に記録される通り、縦 二一・三 横三五・〇 厚一・三。なお、同書が「墨書によると文政8年 (一八二五) に八代行瑞により新調されている」と記 し、墨書記事中の「六」を「八」、「端」を「瑞」と読むのは、明らかな誤読。
- .11)『元亨釈書』を典拠としていること、本間洋一「『本朝蒙求』の基礎的研究--典拠・先行参考類話資料一覧初稿--」(同志社女 子大学『学術研究年報』50-17、平11)に指摘されている。
- (1) 幹山師貞編・宏衞師絃拾遺『瑞巌寺誌』(開山大通和尚五百年大遠諱局、平4) など参照
- . 13)本書の性格について、後小路薫「松誉巌的著述攷―西国洛陽三十三所の観音霊験記を中心に―」(『大谷学報』66―2、昭61) に言及がある。その他、 小稿にて取り上げた勧化本についても、同氏の諸論より示唆を受けた面が少なくない。

『丹波国穴太寺観音縁起事』翻刻及び校異

底本=穴太寺所蔵宝徳二年重修縁起(改行元のまま、行頭に番号を付す)

対校本=四天王寺国際仏教大学恩頼堂文庫所蔵宝徳二年重修縁起写本 **@** (底本右に傍記)

金沢市立玉川図書館加越能文庫所蔵『松雲公採集遺編類纂』第十四冊収載写本 (底本右に傍記)

穴太寺所蔵延宝四年縁起絵巻 **(4)** (詞のみ、底本左に傍記)

2 夫当寺草創の昔を尋ぬれは、 丹波国穴太寺観音縁起事@ナシ 14て、深く因果を信し慈悲を先として、 @ふか

3 文武天皇の御宇、慶雲年中に

4古麿大臣はしめて建立し給へり。

5本尊には薬師如来を安置せしむ。 廻お

7三百六十余歳を経て、一條院御宇に

6 穴太寺と号す。厳寺野郎之 其後

8丹波国桑田郡曽我部郷に宇治宮成

9といふものあり。善苗耳に逆り、悪業

10心に逞して、凡名閕利養のいと

11なみの外はさらに生死無常の

12ことはりをしらす。然といへとも、 其

13婦はひきかへ善女人の体をそな~

一記す。四「且略之」のみ本行に※6の傍線部

15頗勝鬘浄徳二夫の跡をまなへり。爰

17感世を都より請して、金色の聖観 16寛弘七年かのえいぬのとし、仏師

18音の像一体をきさましむ。此婦造

19立の間は、毎月一七日を点して持斎

23禄物を彼仏師に施与して、随喜23禄物を彼仏師に施与して、随喜21法華経一部并普門品三十三巻を読23禄の本る。彫刻功既に訖て、種々の23禄のをこらし、毎日23禄物を彼仏師に施与して、孫に信心をこらし、毎日

25とも、一念慚愧の心なくして、ご **24**感歎極なし。爰宮成是を見とい **20**のみる

剰不受の

26おもひ顔色にあらはれたり。 或時

27婦人、宮成に対て申ていはく「一樹の一分がし 29比翼連理の契をむすひ、偕老同穴 28陰にやとるも三生の因といへり。

30の約をなす事、誠におほろけの縁と 31はおもふへからす。されは善につけ悪

33へたてなからむこそ、人倫の常のみち32につけ、たかひに心を通して一紙の資産のである。 一個道

34にもかなふへきに、我身かゝる大願を思鑑ん

35 企 て、 一は現世安穏のため、一は後生億ナシ

37財をなくる心さしのいたりをは、たとひ千億所億るの場のためと、身命をかへりみす、珎億所

42しけれ。此世は夢幻のことし。あひかたき 43仏教にあひなから、衣裏の珠をもとめす、請

4かたき人身をうけなから、爪上の土を

45むなしくせは、なかく三途の苦にしつ卿永

46みて、遥に九品の望をたゝむ事か

48はいさめ侍けれは、宮成婦人の言に184 47なしからさるにあらすや」と、かつはうらみかつ

49恥て、本意とはおもはねとも、をのれか四お一個ナシ

50秘蔵しける葦毛の馬を仏師にあたへ

53 ない 54 に待うけて、鳥の舌の白羽の矢をさし の諸崎む 四ナシ 四ナシ 四十シ 四十シ 四十りて、大江山舛井辺

55はけて仏師を射落して、つゐに彼

56馬をとりて帰宅す。則馬をは厩に

58に、さきにはなつ所の白羽の矢、金色57つなきて、本尊の御前にまいりて見る@み

59の御胸にたちて、其疵より赤血な

61成不思議の思ひをなして、かつくくの問題をなして優ナシーの思をなして優ナシーのという。 御見をないのではいい 御眼より紅涙をおとし給へり。 **60**かれ、 宮

62懺悔の心をおこす。さてかの厩をみれは、62懺悔の心をおこす。さてかの厩をみれは、四見

63つなける馬はなくして、たゝわらくつ

65の命にかはりて、我矢にあたりたまを料 64一双のみあり。忽にさとりぬ、観音、仏師

67て、感世か家をうかゝはしむるに、其身聊66へりといふ事を。宮成いそき使をのほせ

68のつゝかもなくして、馬は厩につなか

69れてたてり。宮成弥怖畏の心をなし

73いさゝか盗人にあへり。されとも、弓箭に

7かゝる事もなし、財物をうしなふ事も@ナシ 75なし。安穏にして帰洛せり」といへり。 誠哉、

76菩薩悲増の誓願によりて、仏師横死

77の災難をまぬかれたる事、「於此怨賊

73当得解脱」の経説にもたかはす。金色

79のはたへに白羽の矢をうけ給へる

大悲代衆苦の方便にあらすや。

82に進修せり。三十三身十九説法の中に 81宮成是より前非を悔て、つゐに仏道四これ

85 あらはれ給ふにもや有けむ。宮成、「我家84教化せむために、しはらく宮成か妻と留み「即現婦女身」と見え侍れは、極悪の夫を過み

86をこほちて其跡に御堂をつくり、菩

89告にまへる事は、「我、すてに仏師の

91蒙れり。願は穴太寺の薬師如来に値 @ナシ @をいのちに代て、汝か手にかゝり疵を 総給

92遇し奉りて、衆病悉除の本誓にま

94まへり。これによりて、彼堂をかしこに93かせて、我身の苦悩をやすめん」とのた

95つくれり。本寺の号につきて、穴太) (過ナシ)

98なにかしの法眼か夢に告たまはく

「むかしの箭の痕朽破れて、 (値)シ

代まてとゝまりかたし。早く別に是

これに

100し奉り、新菩薩と号して当寺卿たてまつ

106 8同しく 一四賤の 105に同く安置し奉る。かれより霊験 9おなしく

106あらたにして、

108 10にえす。利生ますといふ事 10にえす。利生ます/ 早くして、 現

総此一巻依穴太寺住持行広所望染筆者也112徳二年秋八月時正日重修之109宝徳二年秋八月時正日重修之10なし。縁起之趣大概如斯。 二品

組末資料B 穴太寺 境内壹町四面除地也 『西国廿一番 菩提山穴太寺記』(京都大学文学部図書室所蔵昭和十年臨写本『穴太寺旧記』

昔者衆徒五坊、

知行四百石、

則於其所領之。

明智光秀焼滅之云。

自中興行広法印、

為武州東叡山末寺。

今之寺地者、 中坊之旧趾也云。

本尊薬師仏

文武帝御宇、古麿大臣之開基也。 慶雲年中天下大疫、 彫刻此仏像祷止於疫。 則以大臣之殿為仏閣。 自爾以来勅願勅封之云。

至今寛政辛酉千百九十七年。

聖観音像 在右厨子内 仏師感世作

難也」。二人執手感嘆、自此為親友盟。于時応和二年也。則宮成随夢告、建立一宇於菩提寺、安置此霊像 云。 后転号菩提山穴 村上帝御宇、当国曽我部郷 今之川上 有宇治宮成者、慳貪無慙也。婦者柔和而慈悲心深、請洛之仏工感世、令彫刻大悲像。 大江山増井辺、殺世奪馬而帰。宮成後拝像、肩上割切、従其瘡血流、像面流涕。又見彼厩無馬而唯藁沓一双也。大驚使使者馳 成、其婦大悦、厚償其価。宮成亦引馬与世。世受銭帛帰洛。宮成忽生鄙吝心而言、「我与工価者多。不如殺於路奪之」。則追及 世無恙。 使者復命、 宮成急詣工家備言所以。世曰、「我於大江山逢賊、 幸身無恙、 逃帰家耳。 今聞君言、大悲尊代吾

尤従往古天台宗也

年壬戌の歳、

都より感世といへる仏工を請じて、

大き

華山帝巡国霊場之事、不及記出、歌等往見当寺者則第廿一番也。

- 自爾已後、 同聖観音像 每是厨子内 定朝法橋作。 常不開扉、 唯待三十三年任鬮行開之耳。 縁起云。 大悲尊告寺僧夢曰、「吾有矢症。 刻新像、 代而為拝群参。 掩閉古像、 莫屢開之」。
- 、多宝塔 伝云、飛騨工匠之造、今者改矣。
- 、 天神社 鎮守也
- 、稲荷明神社

東山院中宮承秋門院御信仰之後、賜丹州之産松月尼者、終納当寺。霊徳益新也。

一、阿弥陀仏像

赤栴檀也。模洛東真如堂本尊彫造。門院御内仏也。由来同右。

- 一、常念仏堂
- 、千体地蔵堂
- 一、鐘楼
- 、仁王門
- 一、 長谷観音像 長谷坂伝而云其山赤沢加州旧城趾也一、 長谷観音像 昔寺西之山有堂安置此像今指其地云

編末資料C 『西国順礼札所二十一番丹波国穴太寺観音畧縁起』(『畧縁起』、穴太寺所蔵版木、

判読不能箇所多く振仮名省略

成と云者あり。 夫当寺草創、文武天皇慶雲年中に、古麿大臣始て建立し玉へり。其後三百余歳を経て村上帝の御宇に、当国曽我部の郷に宇治宮 邪見無慚にして生死無常の理を知らす。然に、其婦はひきかへ慈悲柔和にして深く仏法を信せり。于」時応和二

華経 部普門品三十三巻読誦不」怠。 尊像すてに成就しけれは、 種々の禄物を仏師にあたへて、 随喜感歎極なし。 宮成是を見る

聖観音の像を刻ましむ。此婦造立の間は、済戒を持ち信心清浄にして、

毎日法

りて帰宅し、則馬をは厩につなぎて本尊の御前に参りて見るに、先に発ところの白羽の矢、観世音の御胸に立、金色の御肌より といへども、一念慚愧の心なし。或時婦人宮成に対して仏道におもむかしめんため、因果の理を示して諌けれは、 御堂を穴太寺に建立し、本尊を安置し奉る。彼宮成か射奉る処の矢の疵、于」今本尊の左の御胸に残りて顕然たり。大悲代受苦 宮成が夢に告て、吾像を穴太寺に安置すべし。彼所に住してなかく五渇の衆生を済度せんと宣へり。宮成御告にまかせて一宇の の夫を教化せんがため、観音暫宮成が妻とあらはれ給ふにや有けん。宮成御堂を造り尊像を安置せんとおもひ企るころに、観音 ともなし。観音の御影にや、安穏にして帰洛せりといへり。宮成是より前非を悔、益渇仰の心を発し、終に仏道に入れり。極悪 怪しきことはなかりしやと云に、感世答て言く。大江山にして盗賊にあへり。されども弓箭にかゝることもなく、財物を失ふこ 藁沓一双のみあり、弥奇異の思をなし、扨は本尊仏師の命に代り我矢を受させ玉ふならん、急き仏師の所に行、帰洛の道にして しくやおもひけん、取かへさんがため、ひそかに大江山増井の辺りに待受、白羽の矢をさしはけて仏師を射落し、終に彼馬をと はに恥て、本意とは思はねども、己が秘蔵しける葦毛の馬を仏師に与へけり。九月廿三日の暁感世帰洛せんとす。 の誓願少もたがはす、感世必死の難を遁れけるこそありがたけれ。それより今に至るまで星霜既に九百有余歳、霊験日々に新に 赤血流れ、青蓮の御眼より紅涙を落し給へり。宮成驚て其矢をぬき奉り、大に懺悔の心を発し、彼厩を見るに、馬はなくして唯 して、貴賎歩を運ぶ事たえず、利生ますく~厚ふして、現当の願ひを満給はずといふことなし。縁起畧してかくのことし。 宮成此馬をお 宮成婦のこと

編末資料D 『穴太寺記畧』E2―1 (穴太寺所蔵中興八世行端自筆稿本)

牒、慶-雲-二-壬戌-年大-伴宿-称古-麻-呂公創。立:,一-宇、号;,穴-穂-寺;安;,薬-師-仏。霊-感無-比。是以衆-民皆尊;示崇焉。所;

之慈-誓不」」虚。相共感-歎。宮-成帰,於家,敬司信 大-士、陪」他-日。後遂安,大士於穴-穂-寺、与」薬-師-仏併記。所"世称,之慈-誓不」」。 穴-太-寺執-行-職及知-行-等興隆,之証-書、見」附」寺-供,,焉。其書今」皆秘,,襲之。及"于天-正-中惟-任光-秀知,, 于丹波、毀」神、 三—十—三—所,者是皆大—士之霊—区、穴—太—寺亦其一 也。自」爾感—験日新、衆—人不」遠千—里。雑—沓駢—閮継」踵不」絶。水—早疾—

天保八酉年八月

穴太寺法印釈行端薫浴拝書 〇〇

資料 E 『西国順礼三拾三所普陀洛伝記』(大阪府立中之島図書館所蔵写本)

親向ひ申けるは、「是迄御苦労をかけし御恩も送り申さずして、先立参らする事、不孝の罪、殊更女は罪深き身と聞なれば、我報にな 寵愛斜ならず。然るに十六才の時、仮初の事に煩らひ付て、祈祷医療を尽すといへども、定業にてや、今を限りと成はてゝ、両できます。 ほしく、幼少より生れ付たるはなはだ吝きものなるに、娘壱人有。是は親にも似ず、深く情有て、しかも行儀も能して、両親の 菩提の為に、何卒聖観世音を一体作り玉はるべし」と遺言して、終にはかなく成にけり。両親の歎きいわんかたなく、されどもぎ 扨宇治の宮成といふ者、丹波の穴穂の百姓大冨貴者にて有ながら、至てしはく、人にとては終に物をやりたる事なく、人の物はず、これでいます。

事成ぞと走り寄り見れば、こはいかに、観音の御肩先より乳の下迄大袈裟に切さけし有さま、正しく感世を切伏たる如くの御疵・なり、また。 大江山あたりにて感世に追付しが、ふと又一念の悪心出て、「半分といふも言にくし。幸ひ跡先に人もなければ、打殺して皆取戻 り居るに、宮成は、情ないかな、例の病の欲心起りて、つらく、思ふに、「昼仏師に遣せし金子、余りに過分の事也。扨く、口り居るに、宮成は、情ないかな、例の病の欲心起りて、つらく、思ふに、「ここのではない。 儀やな、此観世音の御顔ばせを拝し奉るに、過し娘の顔に其儘也。勿体なき御事ながら、是程迄に似させ玉ふものかな」とて、。 振帰り見るに、はや抜身ひらりと見へしが、切られしやら叩かれしや覚す迯帰りしが、いつの間にかは、宮成殿のより玉はりしぽ。 に仕事し居る。使は挨拶して、「此当り迄用事有て参りしゆへ立寄し」といふにぞ、夫は能社と感世はあひさつして後申けるは、いと 観世音菩薩大袈裟に切れて有。台座迄血流れて有ば、こはいか成事にやと大に驚き、わつと一声伏まろびて歎くにぞ、宮成は何観世音菩薩大袈裟に切れて有。だまで、ちな 済したりと大に悦び、我家に帰りける。妻は斯とも知らず、いつもの如く観世音をはいせんと仏前に行、御戸帳を開き見れば、** し申べし」と、後より静に歩み寄て、只一打に切付れば、態ものにてか、大袈裟に物の見事に切はなし、金子残らず取戻し、仕し申べし」と、後よりない。 夫婦に暇を告て、都へ帰りける。跡にて宮成如何はせんと身をもみ、今はたまり兼、跡より追かけ半分は是非取かへさん物と、非常のである。 は夥敷下されもの、早速京都へ帰り、家内の者へ見せ悦ばせん。去ながら今宵は是にて明日は早くへ京都へ帰るべし」と言て泊むいた。 玉ひし娘子はいか成形にて有しや知らざるに、左ほどに此尊象似させ玉へるとは不思儀也」と、供に涙を流しける。宮成はいた の尊像出来させ玉ひ、感世は我手で作りながら有難く思ひ拝しける。宮成夫婦も尊象を拝し、涙を流し申けるは、「扨も/\不思の尊像出来させ玉ひ、感覚 れバ、大きに悦び有難しと、早速丹波に下り、宇治の宮成が方にて、五十日斗りが間に、聖観音の尊像を刻奉りし所、檀金微妙れバ、大きに悦び有難しと、サウトサーストードードードードードードードード し奉らんとて、京都より仏師感世といふ者を呼寄せ作り奉らんと思ひ、京都へ其趣申登し。仏師感世は常々観世音を信仰の者なし奉らんと、京都へ其趣申登し。仏師感世は常々観世音を信仰の者な いつを限りとならざれば、野辺に送りてけむりとなし、残りし物とては戒名斗り也。せめては娘の申残し置し彼観音の像を造立いった。 つて吝き者なれど、余り嬉しさに、沢山に有金銀なれば御礼として金子三拾両を取出し感世に遣しければ、感世は大に悦び、「是 「丹波道は用心甚だわるし。必ず油断有な。我宮成殿より帰る時、大江山のあたりにて後より大成男来て、我に切て掛るゆへ、佐は盆、いたはな 宮成もふしん晴ず、段々の訳女房にも語らず、人を以て、京都へ登せて仏師感世の様子を見せけるに、感世は何事もなく、表宮成もふしん晴ず、だくのなりなり、これであります。

感世に詫事してさんげすべしとて、早速京都へ出て感世方へいたり、感世を見ると手を合せて、「そなたは正しく観世音菩薩也。感じない。 に発起して、「あら勿体なや有難や、我感世也と思ひて切伏しは、此観世音にてましませしよな。我身ながらも相麁の尽果たる此語が 金子は残らすとられたれ共、身に疵つかず帰りしを悦び居る也。必すく、用心してうかく、通り玉ふな」といふ。使は 忝 しと礼 本堂御本尊は聖観世音、西国第廿一番丹波の国桑田郡穴穂の観世音是也。此観世音大袈裟に切られ玉ふ疵有が妙也。村上天皇の本堂御本尊は聖観世音、西国第5年。400年、1948年、1948年、1948年、1948年 たへ相対にて離別し、扨残る田地諸道具家屋敷迄売払ひ、冨家の事なれば、金銀は元より有合す上に、此売払ひたる代金を以てきた。。いたのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは 玉ひし事の勿体なや、有難や」と、諸共に有難涙に呉にける。「斯のごとくさんげ有上は、宮成殿の罪もきへぬべし」といふに、 奉るに、其節の夜道の恐ろしさ、一夜を貴殿の内にて明し昼出立し所に、観世音の御助に逢奉り、我身に替らせ玉ひ疵を請させ奉るに、其節の後輩の歌り、 感世殿」と、伏まろひ手を合せなげき詫ければ、感世大に驚き「扨は其時の盗賊は宮成どのにて有しよな。我常々観世音を信じ然。。 有」と、斯の通りに悔懺して、金子残らず財布に入、感世か前に差置。「此事をさんげせん為、登り来りしや。只何事も許玉へ有」と、斯の通りに悔懺して、金子残らず財布に入、感世の表に、これで、これで、これで、 上致したれ共、跡にておしくなり、其元の帰りを追かけて、大江山にて追かけ見れば、幸ひ前後に人もなくよき仕合と思ひ、 あら有難や」と伏拝めば、感世驚き、「是は何事を仰らるゝ」と申に、宮成「訳を言ねば利も聞へず。我生れ付て人に物をやるあら有難や」と伏拝めば、感世驚き、「是は何事を仰らるゝ」と申に、なな。など、こだっ をのべ、丹波に帰り此由一々宮成にはなしければ、強欲非道の宮成も余り事に物をも得言ず、恐ろしき共勿体ない共、一念立所をのべ、丹波に帰り此由している。 観世音の堂を建立し、娘の菩提我菩提、且は是迄作りし罪科の菩提の為といふにぞ、寺号を菩提寺と付、則ち我家の跡に建立し、 より大げさに切伏で金子を残らずとり返し、我内に帰れば、勿体なや、観世音大げさに疵を請させ玉ひ、台座迄血流れて有。 事を惜む。此度も其元に観世音の尊像を刻もらひ、すぎさりし娘に能似せられしが、余りの嬉しさに金子を握り出し、其元へ進

組末資料下 『西国三十三所霊場記』(天保六年写本、 東海学園女子短大哲誠文庫蔵本国文学研究資料館マイクロフィルム)

ザ彼ノ金子ヲ取リ帰サン物ヲ」ト、宮成ハ一念貪欲ノ心起リ、瞋恚ノ焔フ留メ難タク、「何ンデモ悪クキ感世ジヤ。殺シテナリ 御像ヲ刻マセタル処ガ、サシモ名ヲ得タ仏師ナレバ、程無ク、御長ケ三尺ノ聖観音ノ尊像ヲ、相好円満ニ出来シ玉ヘリ。 処ニ、都ノ仏師感世コソハ当時仏エニ妙ヲ得タル名人ト伝へ聞タ。夫レヨリ遥ノへト京ノ感世ヲ呼ビ寄セ、心願ノ通リ聖観音 ヲ深ク信向シテ、毎日ノ〜観音経ノ普門品ヲ読誦スルコト、日ニ廿三巻ヅヽヲヨミ、懈怠無ク相勤メテ有ルガ、或トキ、丹波 代々仏師ヲ家業ト致テ、至極身上モヨシ、眷属数多タ召シ仕ハレケルガ、然ニ、此ノ仏師ハ、如何ナル宿縁ニヤ、 扨当札処ノ観音之由来ヲ申サバ、 キシボリ、一イニフハツト切テ放ツ。矢アヤマタズ、感世ガ肩先ニハツシト立ツ。仕スゴシタリト、宮成ハ走リ寄リ、水モ溜ラ シ処ニ、小判卅両ノ刻料ナリ。然ニー歩モマケズニ取テ帰リシ故、宮成ハ仏ヲ作テ過分ノ借金カ出来タ程ノコト故へ、宮成ハ大 成ガ喜ビ無ン限リ。 桑田郡ノ穴穂村ニ宇治ノ宮成ト云フ郷士、宿願ノ子細有テ、聖観音ヲ一体建立致シ度ヒト思ヒ付キ、数多ノ仏師ヲ吟味致サレシ ガ宅へ急ギ尋往テ見タ処ガ、 殺ストハ。其ノ罪業ハ幾斗リ。 吾レ一旦ノ欲心ニ引カサレテ、罪モ無キ仏師ヲ手ニ掛ケ殺ストハ。テモ恐ロシキ殺生業哉。貰ラ仏ヲ作ル程ノ志ガ、還テ仏エヲ ヌ氷ノ刃バ咽へグツト付立テ、クルリノへト二三度エグリ、手間取テハー大事ト、首ニカケタル金財布ヲ奪イ取リ、尻引ツカラ ズ、感世ハ静くへト帰ル道、老ノ坂ト云処迄デ来タリシ処ニ、宮成ハ勢ヲモンデ追掛ケ来リ、向ヲ見レバ、感世只独リトボ トモ腹ヲ愈サン」ト、大キナルダンビラート腰シボツコミ、手ニハ弓矢ヲ携へ、一散ニ追ヒカケケル。斯ルコトトハ夢ニモ知ラ モ、感世ガ宿ノ妻子ハ定ンデ、夫ニ別レ親ヲ殺サレテ、嘸ゾヤ無念ニ思フデアロウ。イザヤ京へ尋行テ、彼レ等ニモ此ノ赴ヲ語 ゲー散ニ跡ヲモミズシテ立帰リ、扨宮成ハ内へ帰ルト□シク、忽ニ善心発起シテ、熟クノヘト思フ事ニハ、「アヽ思ヘバノヘ、 ト立帰ル。 ニ立腹ヲシテ、「己ノレ感世目、 シテヤツタリト、宮成ハ思フ矢壷ヲ目当ニナシ、三人張リニ十三束ノ三ツ股ノ大矢ヲ取テ押シツガイ、キリノヘト引 若シ品ニ依テハ妻子ニ敵ヲ快ク打タレヌ物ヲ」ト、覚悟窮メテ宮成ハ、翌日早々ニ出立シテ、 然ルニ、尊像ハ結構ニ出来シ玉ヒタレドモ、如何ニシテモ値段ガ甚ダ以テ高値ナ、タカぐく五両カ八両ト思 コワ如何ニ、 僅カノ仏像ニテ多クノ金子ヲ儲ケ取リ帰ルコト、不届ケ千万ノ仏師、其ノ分ニテ帰スヘキカ。 未来ハ定デ無間地獄エ堕罪スルデ有ロフ。地獄ノ沙汰ハ、四方遁レハ有ルマイ。アヽ夫レニ付テ 洛陽ノ仏師感世カ身替リニ御立遊バサレタル尊像ニテ、頃ハ応和二年ニ、京ニ感世ト云テ、 昨日フ丹州老ノ坂ニテー矢ニ射留メ、爾カモ咽へ留メ迄指テ殺シタル感世ハ、 遥々ト都へ登り、 常々観音菩薩

リ血 ヲ御受ケ遊バサレタデ有ロフト存ズレバ、夫レガ又悲フ御ザリマス。去ニ依テ、私ハ先ヅくへ命チ拾ヒシテ帰リマシタ」ト物語 任セテ、トブガ如クニ迯ゲ帰リマシタ。誠ニ危キ処ヲ彼ノ御出家ニ助ケテ御貰イ申シマシタガ、定デ彼ノ御出家ハ跡ニテ御難ギ 間ダ御帰リノ途中ニテ、何ゾ変タコトハ御ザラナンダカ」ト尋ヌレバ、仏工感世「左レバデ御ザリマス。昨日ハ誠ニ危キ目ニ逢 フ社ソ御寄リ下サレマシタ。サアノへ是へ御通リ」ト次ノ間へ通セバ、暫ク物語リノ上、宮成「イヤ感世殿、卒爾乍ラ、其元此 今日ハ又用向キ有テ、此ノ辺へ参リマシタ故へ、序デ乍ラ立寄リマシタ」ト申サレケレバ、感世ハ喜ビ、「是ハく〜宮成様、 声ヲ掛ケ、「如何ニ感世ドノ、扨テ此間中ハ段々ノ御苦労、先ツノ~某モ望ミノ通リ観音様モ出来上ラセラレ、千万忝ク存ズル。 タル感世ガ、今マ此ノ家ニ帰リ居ルトハ。テモ合点ユカズ」ト思ヒ乍ラ心ヲ静メ、是ハ若ヤ人違ヒデハ無キカト余リノ不思ギ故 替ラヌ姿ニテ安全トシテ吾家ノ店ニ居ハリ、仏ヲ刻デ居ルハ、誠ニ不思ギ見ルヨリ、 前非ヲ悔デ、 昼迄デ此ノ尊像何国ニモ御疵ハナカリシニ、今亦此ノ御仏ヲ拝スレバ、数ケ処ノ矢疵刀ナ疵、而モ彼ノ疵口ヨリ血塩ノ流ルヽコ レバ、宮成ハー々聞テ胸ニ釘打ツ如ク、「サテハ正ク吾ガ手ニ掛ケテ殺セシト思ノ外、出家ニ命ヲ助ケラレシトハ、定デ仏菩薩 二、御長ケ三尺ノ聖観音菩薩、肩タ先キョリ脇腹掛ケテ真一文字ニ矢ノ跡有リ、又、御胸ニハ刀ナノ疵ガ有テ、而モ其ノ疵ロヨ 灯明ヲ捧ゲ、若ヤ此ノ御仏ガ出家ト成テ彼レガ身替リニ立玉ヒハセヌカト心ヲ配リ、能クノへ尊像ヲ拝シ上ゲ奉レバ、コワ如何 ト、宮成ハ何ニモ不↘語、丹波へ社ソヽ帰リケル。扨テ程無ク吾ガ家へ立チ帰リ、此度感世ニ刻デ貰フタ御長ケ三尺ノ観音様へ御 物語リヲ承ツテ驚キ入リマシタ。併シ其元ハ、常々ノ御信心ニ依テ、危キ場処ヲ迯ゲ延ビ玉フテ、御仕合セ。イザ御帰マ申サフ」 ヒマシタ。某ハ、日モ暮近キ故へ、急ギ彼ノ老ノ坂迄デ立帰リシ処、跡ヨリシテ、追ヒハギドモト見ヘテ某ヲ追掛ケ来リ、 ノ御方便ニテ助ケ玉フタデ有ロウ。是ハ何ニヽシテモ未審シ」ト思ヒ乍ラ、ソラサヌ顔ニテ「扨テく\感世殿、夫レハ危キコト「 ノ金子ヲ不ℷ残⋾奪イトリ、其上某ヲ切殺サント致セシ処、忽然ト一人ノ出家ガ顕レ玉ヒ、御衣ノ袂ニテ刃バヲ払ヒ玉ヒ、『如何 扨ハ昨日感世ヲ追掛ケ殺シタト覚ヘシガ、仏師ガ身ニ別条フ無シ、然レバ彼レガ身替リニ立玉ヒシカ。 ノ流ルヽコト泉ノ如ニシテ、アケノ血塩ニ染ミ玉ヒテ立セ玉フ。 一目見ルヨリ宮成ハ、両眼ニ涙ダハラノ**〜ト**浮べ、「昨日ノ 、常く〜吾ヲ信ズル故ニ、今亦汝ガ命ヲ助ル程ニ、急ギ早クモ立帰レヨ』ト仰セ下サルヽ故、某ハ嬉シサノ余リ御指図ニ 又候ロ急ギ感世ガ家ニ掛ケ付、 悉ク懺悔シ物語リシテ、尚ヲモ奪イ取タル金子不」残帰シ、是ゾ吾ガ身ノ菩提ノ種 宮成ハビツクリ仰天、「昨日フ吾カ手ニ掛 ハヽア勿体無ヤ」ト

末世ノ今ニ至迄デ諸人帰依信仰致スコトジヤ。 トモニ」ト、是モ同ク出家トナリ、宮成二人トモニ睦布キ出家同行トナリ、夫レヨリ両家ノ家財ヲ悉ク打込デ、両人ノ菩提ノ為 御立下サレタカ。ハヽア有難ヤ」ト、感世ハ感涙肝ニ銘ジ、「最フ此上ハ何ヲ以テカ大悲ノ御恩ヲ報ズベシ。イザ左ラバ吾レモ ト、縁リノ黒髪フツト切リ、感世ガ前ニテ即座ニ出家トナラレテアレハ、仏工感世モ是ヲ見ルヨリ、「扨ハ其尊像ガ吾ガ身替ニ 二四間四面ニ本堂ヲ建立致シテ、彼ノ身替ノ観音ヲ本尊トナシ、安置シ奉レバ、近処近在ヨリ、余リ不思ギナルコト故ニ、参詣 ハ山ノ如シ。夫レヨリ已来タ、霊験感応ハ日ニ増シ夜ニ増シ、新タナル尊像ナレバ、西国廿一番ノ札処穴穂山菩提寺ト号シテ、

付記 げます。 記拙文執筆についてお世話頂いた宗教部の皆様、共に検討してくれた三回生演習受講学生諸姉に対しましても、厚く感謝申し上 を契機とし、平成十六年度京都女子大学三回生演習「洛中洛外寺院縁起巡考」の前期における検討を出発点としたものです。ト た。記して深謝申し上げます。また、小稿は、京都女子大学宗教部発行『芬陀利華』第26号(平15)収載拙文「大悲惨穴痔縁起 立歴史博物館学芸員五十嵐公一氏、そして貴重史料御所蔵の各図書館の方々など、多方面から多大なる御高配を頂戴いたしまし 小稿を成すにあたり、穴太寺副御住職穴穂行仁師を始めとして、晴明寺御住職真田康道師や澤清氏・澤常夫氏、また、兵庫県

号を施したり振仮名などを省略したりしている。誤読等少なくないことであろう、今後の補訂を期したい。 なお、編末資料を含め、引用の際には、個別に注記した場合以外でも、基本的に通行字体に改め、また、私に句読点や引用記

(本学教授)